

諸外国における中小企業の事業承継関連法制度等調査

平成 18 年 3 月

独立行政法人

中小企業基盤整備機構

目次

はじめに：諸外国における法制度の概要	5
第1 相続に関する制度	5
第2 会社法に関する制度	7
第3 税法に関する制度	10
米国における同族事業の承継に関する報告書（和訳）	14
I. 質問、簡潔な回答及び概要	14
A. 質問及び簡潔な回答	14
B. 概要	16
II. 配偶者及び子供の相続権の剥奪についての制限	17
A. 序文	17
B. 特有財産制	17
C. 共有財産制	17
D. 選択的相続分に関する法律	18
III. 少数株主支配企業の利益に関する計画：形態	22
A. 序文	23
B. 少数株主企業の持分の形態	23
IV. 少数株主支配企業の評価：歳入法上認められる設計	26
A. 序文：割引	26
B. マイノリティディスカウント	27
C. 市場性ディスカウントの欠如	28
D. キーパーソンディスカウント	29
E. マイノリティディスカウントの制限：内国歳入法第 2704 条	29
F. 農業又は事業で使用される不動産の特殊用途評価：内国歳入法第 2032A条	31
V. 遺産税支払のための法定救済手段	36
A. 遺産税の分割払い：内国歳入法第 6166 条	36
B. 遺産税支払のための株式償還：内国歳入法第 303 条	38
VI. 持分買取契約	40
A. 原因となる事由	41
B. 強制売却と任意売却	41
C. 買い手の特定	41
D. 価格の設定	46
E. 買取りの資金調達	47
F. 遺産税の価値の影響	49
VII. 資本変更：後継者育成における優先株式及び無議決権株式の利用	50
A. 議決権付持分及び無議決権持分	51

B. 普通及び優先持分：相続財産凍結	52
VIII. 非公開の同族事業の生存中の処分	55

はじめに：諸外国における法制度の概要

はじめに：諸外国における法制度の概要

第1 相続に関する制度

1 フランス

我が国と同様、遺留分制度があり、遺留分を除いた部分が通常分配可能財産とされている。生存配偶者の保護のため、2002年7月から、特別分配可能財産制度が施行されており、一定の財産が生存配偶者に確保されることとなっている。

なお、現在上院にて審議中の法案(相続及び贈与に関する法律)(2005年6月29日提出、2006年2月22日下院通過)が成立すると、相続の承認・放棄がなされるまでの間の相続財産の管理について制度が整備され、同族会社の世代移転が容易になるものと考えられている。

また、事業の目的が商業・工業・手工業である場合など一定の要件のもと、事業所有者の生存配偶者及び経営に参加している相続人に、当該事業の持分についての優先分配請求権が認められている。

2 イギリス

日本における遺留分制度のような制度はなく、原則として、相続財産の分配は被相続人が自由に決定することが可能である。もっとも、被相続人と特定の関係にある者（例えば、被相続人の配偶者など）は、被相続人の遺言や法律の規定等による被相続人の財産の処分が当該者にとって相当な財産的給付を伴わないことを理由に、裁判所に各種の命令を申立てることができることとされているため、被相続人は相続財産をいかなる者にも付与することができる絶対的権利を有するわけではない。

3 ドイツ

我が国と同様、遺留分制度があり、遺留分を除いた部分が通常分配可能財産とされている。相続財産を継続管理するために遺言執行者を指名でき、遺言執行者は、相続財産に含まれる事業の運営を行うことができる。なお、相続放棄には2種類あり、相続権自体の放棄とは別に、遺留分に限定した放棄（遺言が存在する場合のみ意味を有する）も存在する。

4 イタリア

我が国と同様、遺留分制度があり、遺留分を除いた部分が通常分配可能財産とされている。もっとも、一定の要件（①単一の創業者が運営する事業であること、②一定の親族が労務提供を行い、継続的貢献を行っている事業であること、③パートナーシップ形態・会社形態以外の事業であること）を満たす「同族事業」の場合、事業に貢献する同族者に、同族事業の譲渡時又は相続財産の分配時における優先権が付与される。

また、同じく一定の要件（①配偶者・法定受益者全員が契約当事者であること、②法定相続分が侵害される法定受益者について、権利放棄又は権利回復のための補償がなされること）を満たす「家族合意」を利用する場合、法定相続分に従わずに合意に基づく相続財産の分配が可能となっている。

5 アメリカ

相続に関しては、州法が妥当し、特有財産制を採用する州がほとんどであるが、共有財産制を採用する州もある。

特有財産制は、ほとんどの州で採用され、英国コモン・ローに由来するものであり、婚姻中に獲得した財産は各自のものであるが、被相続人の財産の形成に寄与した生存配偶者の保護のため、選択的相続分制度が設けられている。この選択的相続分制度は、生存配偶者に①遺言に従うか、②遺言を放棄して選択的相続分に係る財産を受け取るか、の選択権が与えられるものであり、選択的相続分に係る相続財産の定め方は、各州により異なる。もっとも、相続財産が同族事業である場合において、生存配偶者が選択的相続分を選択する場合、同族事業の価値が毀損されるおそれがあるため、①選択的相続分を上回る遺贈を行うことや、②配偶者間の合意等により、選択的相続分の無効を回避することができる。

共有財産制は、一部の州で採用されており、婚姻中に獲得した財産は各自 2 分の 1 の権利を有し、州は遺言による相続に介入しない。

第2 会社法に関する制度

1 フランス

事業体の形態により、社員の相続開始による効果は異なり、SNC の場合、社員の死亡は原則として解散事由（定款で継続を規定できる）が、SARL の場合、社員の死亡は原則として解散事由とならない（定款で死亡を解除事由とできる）。また、SA の場合、株主の死亡を解散事由とすることはできない。

また、各種事業体における無議決権株式の利用の可否については、SNC の場合、自由に設計可能（議決権と持分は連動せず）であるが、SARL の場合、無議決権持分は設計できない。SA の場合、上場会社は総株式の 25%まで、非上場会社は総株式の 50%まで無議決権株式を発行することができる。

2 イギリス

同族企業の相続を円滑にするために用いられている方策としては、家族のメンバーに与えられた株式に優先先買権を付すことのほか、種類株式を発行することも行われている。

3 ドイツ

事業体の形態により、社員の相続開始による効果は異なり、無限責任組合では、契約で別途定めた場合を除き、組合員の死亡は脱退事由となるが、有限責任組合では、契約で別途定めた場合を除き、組合員の死亡は脱退事由とならず、持分は相続の対象となる。

また、各種事業体における無議決権株式の利用の可否については、株式会社（AG）では、無議決権株は優先配当を条件に、また、資本の 50%まで発行可能である。有限責任会社（GmbH）では、定款自治に委ねられている（但し、議決権の完全否定の可否については解釈が分かれている）。組合は、議決権と持分は関連せず、無議決権持分も可能である（但し、議決権の完全否定については、やはり解釈が分かれている）。

4 イタリア

単純会社、合名会社（無限責任パートナーシップ）、単純合資会社（有限責任パートナーシップ）のようなパートナーシップ形態の事業体の場合、ある相続人（指定承継人）に事業を承継させる手段としては、生存パートナーを契約で拘束することにより、生存中に指定承継人に分配することや、生存中に指定承継人（及びパートナーシップの他の

構成員）に対し、他の相続人のパートナーシップ加入を認めるか否かの判断を委ねることが考えられる。もっとも、遺留分による制限があり、また、生存パートナーの決定に依拠することから、意思に沿わない決定がなされ、その結果、代替価値を清算することとなり、事業に混乱が生じる可能性もある。なお、単純合資会社（有限責任パートナーシップ）の場合には、予定承継人を無限責任パートナーとして有限責任パートナーシップを管理させ、他の承継人を有限責任パートナーとして事業へ参加させないことができる。

一方、株式会社、有限責任会社、株式合資会社（株式有限パートナーシップ）のような会社形態のうち、株式会社の場合、譲渡制限に関する定款の規定が比較的柔軟に認められており、株式譲渡は一定の条件（株主の同意及び定款の記載を要する。）に従う旨、株式の移動を禁止する旨（但し最大5年間）、株式譲渡は、他の株主又は会社の経営体の承認を条件とする旨（但し、株主又は経営体の完全裁量の場合には、譲渡不承認時の会社（又は株主）の買取義務、又は消却・償還請求権も規定する）などの規定が設けられることがある。また、定款規定に基づく制限付・条件付議決権/無議決権の種類株式についても利用されており、種類株式を指定承継人以外に分配し、普通株式を指定承継人に分配することも行われている（但し、種類株式の額面価格総額は、会社の株式資本総額の50%を超過できないとされている）。なお、有限責任会社の場合には、予定承継人に、当該持分権者が持分権者である限りにおいて、会社の取締役会の単一取締役又は議長を務める権利を付与する旨、予定承継人に、会社の取締役を1名又は複数名（全員も可能とする。）任命する権利を付与する旨、予定承継人に、特定の決議（例えば、一定の種類取引もしくは会社業務又は一定価額以上の取引に関する決議）における拒否権を付与する旨といった定款の規定が許容されている。さらに、株式合資会社（株式有限パートナーシップ）の場合、無限責任持分権者が死亡した場合、相続人全員が株式合資会社（株式有限パートナーシップ）へ有限責任持分権者としての加入のみを認められる（持分権者総会及び取締役承認を得れば取締役に任命されるが、取締役へ任命された場合、当該相続人は有限責任持分権者たる地位を喪失して無限責任持分権者となる）。

5 アメリカ

アメリカにおいて同族事業は、個人、法人（内国歳入法に基づくC法人又はS法人の別）の形態において営まれており、C法人は、所得税と法人税の二重課税を受けるが、S法人は所得税のみされる。S法人の要件は、①株主が100人未満、②株主が米国人個人、③種類株式なし（但し、議決権の有無について差異を設けることは可能）である。

そのほか、パートナーシップ（州法に基づく、ジェネラル・パートナーシップ又はリミテッド・パートナーシップの区別あり。パートナーシップは、税法上法人として扱われ、C法人に係る二重課税を可否するため、パートナーシップとして扱われることが多い）、

有限責任会社（LLC 法人の課税上のメリットと、パートナーシップの有限責任というメリットを兼ね備える形態）においても営まれている。

相続に際して経営権の拡散を防止するために実務上行われている取組みとしては、持分買取契約（相互買取契約及び買戻契約）を挙げることができる。会社からの離脱、退任、死亡等、目的に即して、相互買取契約では退任/死亡した同族企業の所有者の持分を買い取ることとし、買戻契約では会社が持分を買い取る旨を定める。相互買取契約では、他の所有者の信用に依存する点に特徴があり、所有者が2人以上の場合に複雑になるほか、各所有者が相互に生命保険をかけて資金調達することが行われる場合には煩雑になることがデメリットとなる。一方、買戻契約は、会社の信用に依存しており、資金調達がしやすく、相互買取契約と比較して単純であることに加えて、各株主が1つの生命保険に加入すればよいことがメリットとなる。価格の決定方法は、時価を反映しない固定価格のほか、利益の資本化率により算定する価格が用いられることもあるが、同族企業の場合、利益の計算が人的関係により左右されることがある。第三者に評価させることも考えられるが、コストがかかる。

以上のほか、優先株式及び無議決権株式による資本の再構成を行うことが認められており、同族企業の経営権が拡散しないために利用されている。

第3 税法に関する制度

1 フランス

相続税・贈与税ともに、最大 40%の課税（累進課税、170 万ユーロ以上の場合最高税率）がなされるが、生前贈与の贈与税については、生前の資産移転を促す目的で、贈与者が 70 歳未満の場合は 50%の税率軽減、贈与者が 70 歳以上 80 歳未満の場合 30%の税率軽減の措置が講じられている。また、相続税についても、事業目的が商業・手工業・工業・農業・自由業であり、被相続人が、他の株主とともに、生前に 2 年以上の期間をもって、一定の出資比率及び議決権比率を有することを確約しており、相続人が上記確約を被相続人による確約期間の満了時まで尊重し、相続人が上記確約期間の満了から 6 年間継続保有し、相続人の一人又は上記確約の当事者となっている他の株主が、相続による株式承継後 5 年以上経営に関与していることなど一定の要件を満たす相続に伴う会社の事業承継であれば、課税標準額の 75%が控除可能とされている。

なお、1998 年 1 月以降 2006 年 6 月までの贈与に限り、事前に税務当局に評価額を申請し、承認を得た場合には、再評価のリスクを免れることが可能である（非上場会社の株式に限定され、現実の贈与が申請に係る評価に基づくことが条件である）。

2 イギリス

親から子への生前贈与は、キャピタル・ゲイン税（CGT）又は相続税（IHT）の対象となるところ、1992 年財政法第 73 条により事業用資産又は農業用資産は 100%税額控除されるほか、2000 年財政法におけるキャピタル・ゲイン課税上の最大 75%の漸減控除制度が導入されるなど、同族企業の承継を容易にする配慮がなされている。

前者については、単独経営者による事業（当該事業の用に供されている個々の資産では足りない。）等の事業及びかかる事業の持分、又は組合持分のうち、譲渡人が支配権を有する会社の非上場有価証券が、一定の要件のもと、100%税額控除の対象となっている。そのほか、譲渡人が支配権を有する会社の議決権付上場株式又は有価証券、譲渡人が支配権を有する会社又は自身が組合員である組合の事業の用に供されている譲渡人の所有に係る土地、建物、機械又は工場、譲渡の直前時点において、専ら又は主に、譲渡人が運営する事業の用に供されていた土地、建物、機械又は工場についても、一定の要件のもと、50%税額控除の対象となっている。

後者については、キャピタル・ゲイン課税上、処分する資産の保有期間、当該資産が事業用資産であるか非事業用資産であるかに応じて適用され、当該控除により、高額納税者については 10%の実効税率を、標準税率の納税者については 5%の実効税率を低減さ

れることとなる。

3 ドイツ

一定の要件を充足した事業資産であり（ドイツ国内に限定など）、受贈者が 5 年間継続して事業を継続すること（配当等によって一定額以上の金額を会社から吸い上げる場合等には享受が否定される）など一定の要件を満たした場合に、225,000 ユーロの非課税金額の恩典を受けることができ、贈与者が、誰にこの非課税金額のメリットを享受させるか、遺言で決定することになる。非課税額を控除した事業資産の 65%（35%の定率減税）に対して贈与税が課税される。また、事業資産として保有される株式・持分については、事業継続に必要と認められる場合には、最大 10 年間まで納期限延期が認められている。なお、連邦憲法裁判所が本年中に不動産相続の優遇措置に関する判決を下す予定であり、その結果によって相続税/贈与税が改正されるおそれがある。

4 イタリア

相続による事業又は持分権の譲渡については、原則として、相続贈与税は適用がないものの、受贈者が寄贈者の一定の親族に属しない者である場合には譲渡税が適用される。譲渡税が適用されないのは、家内制手工業の運営専用に使われていた不動産を含み、かつ受贈者が一定の親族である場合、事業、パートナーシップ持分又は事業運営の手段となる動産（一定の地理的地域に所在する。）を含み、かつ受贈者が一定の親族である場合、事業を含み、受贈者が一定の親族であり、かつ当事者双方が 40 歳以下の農業経営者である場合などである。

5 アメリカ

アメリカにおいても遺産税の支払は負担となっており、遺産税の分割払い（5 年間の繰延（利息の支払いのみ）後、10 年以内の年賦で支払うことができ、政府からの低利率での借入と同等の効果がある。繰延税の利率は、最初の 120 万ドルにつき 2%、残りは 45%。被相続人の遺産の 35%以上が非公開会社の持分で構成される場合に行うことができる）、株式償還（株式償還により、現金を得る手段。一定の要件のもと償還にかかる所得税が免除される）などが行われている。

また、株式等の評価においては、様々なディスカウントがなされる。

そのうち、マイノリティディスカウントについて、裁判所は、20%から 33%の範囲でマイノリティディスカウントを認めることは珍しくないが、マイノリティディスカウントの利益を受けるためには、遺贈ではなく生前贈与が望ましいとされている。そのほか、

市場性ディスカウント、キーパーソンディスカウント（企業の価値が死者に依存していた場合）、農業又は事業で使用する不動産の特殊用途評価（自営農場、同族事業の保護のための制度であり、通常遺産税においては、不動産は「最高かつ最善の用途」において用いられた場合、すなわち開発が行われた場合の価格で評価されるところ、遺産税の支払いのために不動産の売却を強制されないための制度である）なども行われる。

米国における同族事業の承継に関する報告書

米国における同族事業の承継に関する報告書

I. 論点整理及び検討事項の概要

A. 論点整理

質問 1: 米国の相続法に関し、被相続人の遺言において法定相続人に相続財産を分配する旨の指示があるか否かにかかわらず、全ての法定相続人に対し、少なくとも相続財産の一部を分配する義務を規定する条項が存在するか否か。米国において、この他に同族事業の承継に関し相続に係る特別の規定があるか。

回答 1: 米国では、相続に関しては連邦法よりもむしろ州法が適用される。夫婦別産制を採用している州（州の過半数を占める）のほぼ全ての州において、生存配偶者は選択的相続分を得ることができる。すなわち、被相続人がその配偶者に法律で定められた最低限の相続分を与えなかった場合、州は（生存配偶者がそれを選択する場合）、配偶者がかかる最低限の相続分を受け取ることがを保障するため、被相続人の遺言計画の少なくとも一部を無効にする。選択的相続分の計算については州により異なる。法律で定められた最低限の相続分を構成すべき相続財産の割合、及び当該相続分の対象となる相続財産の構成は、州毎に異なる。一般的に、被相続人の子供又はその他の親族の選択的相続分は存在しない。以上の議論について、本書第 2 部の「相続権のない者の配偶者及び子供の権限の制限」において、詳述する。

質問 2: 米国において、同族事業の相続に関する紛争を避けるために特に策定され、又は用いられる会社に関する法律又は実務があるか。例えば、米国においては、経営を承継する相続人による同族事業の支配権承継を確保するため、議決権付株式及び無議決権株式が一般的に利用されているか。事業の所有者の死亡により、広く株式（持分）又は議決権が分散することを避けるために米国において導入されているその他の対応策にはどのようなものがあるか。

回答 2: 事業体の所有者は、「リキャピタライゼーション（資本の再構成）」と呼ばれる方法により、その持分を議決権付きの部分と議決権のない部分に分割することができる。所有者は、その後、所有者が事業の経営を行うことを望む子供に議決権のある株式持分を譲渡し、一方で議決権のない持分を他の子供に与えることができる。会社の持分は、普通及び優先株式持分に分割されることも可能である。優先株式持分は、会社経営又は将来の事業価値の上昇に関与しないよう設計すること

が可能である。かかる優先株式持分は、事業に携わらない子供に譲渡され、配当の形で現在の収益を提供する。普通株式持分は、事業に関与する子供に譲渡されうる。その子供は、会社経営を支配し、また報酬の支払を通じて、現在現金を受領する。その子供の事業経営への努力により事業価値が上昇する場合、その子供は普通株式持分を通じて利益を獲得する。所有者は、普通及び優先株式持分への分割に関し、当該取引が法的主体の不利な税効果をもたらすことがあるため、税務上の取扱に注意しなければならない。本書第7部「資本の再構成：後継者育成における優先株式及び無議決権株式の使用」は、この問題に関し更に詳細に説明する。

同族事業の所有者は、将来企業を所有する者を支配するため持株買取契約も利用することができる。持株買取契約により、事業の所有権が事業経営に参加する権利を有さない可能性のある親族の間で分散されないことを保証することができる。例えば、持株買取契約により、所有者（又は所有者の相続財産管理人）の退任又は死亡時に、事業を継続する所有者／経営者に売却することを義務づけることができる。また、敵対する元配偶者が同族事業の所有者となることを避けるため、離婚する場合は、自らの株式持分を親族に売り戻すことを義務づけることができる。持株買取契約については、本書第6部「持株買取契約」において詳細に論じられる。

本書第8部「非公開の同族事業の生存中の処分」は、同族事業に関する親族間の紛争を避けるため様々な計画方針の実施方法を説明する。

質問3： 同族事業の相続に関し、相続法、贈与法又はその他の税法に基づき何らかの免除又は優遇措置が行われているか。また、同族事業の持分（株式）の相続に関連して生じる持分（株式）の評価について生じうる問題につき、その概要はどのようなものか（特に事業の支配権の譲渡に関し、特殊な議決権行使等の仕組みが導入されている場合について）。

回答3： 税法は非公開同族事業の生前贈与及び死亡時譲渡に関し計画する手法を十分に提供している。例えば、企業の株式持分の一部の生前贈与は、受贈者の支配権の欠如及び／又は株式持分の市場性の欠如に基づく、評価割引の対象となりうる。同様に、所有者から譲渡された議決権のない株式持分は、概して、相当する数の議決権付株式持分より低く評価される。IRSは、悪用を防ぐため、同族事業に関して、かかる手段の導入について一部制限する。本書第4部第A項ないし第E項「非公開会社の評価：法律上認められる計画手法」は、評価割引の利用及び制限について更に完全に説明する。

税法は、自営農場又は事業で使用される不動産に関して、遺産税の目的上、一定の場合に評価が90万ドルまで減額されることを認める遺産税の優遇措置を規定して

いる。かかる減額の適用を受けるための規則は、本書第4部第F項「農業又は事業で使用される不動産の特殊用途評価：内国歳入法第2032A条」に概説される。

また、税法は、少数株主支配企業の所有者の遺言執行者に対する遺産税の支払を支援する救済措置を規定する。同族事業に関し、当該救済措置は、特に、相続財産の流動性がなく、かつ遺産税債務を免除する目的で、同族事業を別途売却しなければならない場合に適用される。救済措置は後払いという形をとる。少数株主支配企業の所有者の相続財産に係る遺言執行者は、繰延税の利息のみを支払って当初納税期限から5年間、遺産税の支払を繰り延べることができ、その後、10年以内の年賦で税金を支払うことができ、以上について税率の優遇も受ける。最後に、かかる遺言執行者は、相続財産の分配に際して遺産税を支払い、かつ所得税の優遇措置を得るため、同族事業の株式の一部を売却することもできる。いずれの場合も、税法上規定される優遇措置には、濫用を防ぐため、多数の規制が伴う。この分野における法令等は、本書第5部「遺産税支払のための法定救済手段」の項に概説される。

B. 検討事項の概要

最初に、配偶者及び子供の相続権を剥奪する権限に関し各州の制限について概説し、強制相続問題について論じる¹。必然的に、二つの基本的な夫婦財産制度—特有財産制及び共有財産制—について論じ、また、それぞれの相続に及ぼす影響を論じる。

その後、同族事業の設立方法（すなわち、様々な形態の組合及び法人）について説明し、それぞれについて生じうる承継に関する問題を論じる。

最後に、様々な形態の同族事業が所得税法、贈与税法及び遺産税法に基づき有する優遇措置及び優遇措置以外の措置について詳細に説明し、また当該法律が提起する様々な計画機会について論じる。

¹ 今回の論点が、私的相続財産処分計画が（遺言、信託等を通じて）設定される場合の州の介入に関するものであるため、本書は、法定相続（すなわち、ある者が遺言又は相続財産処分計画なしに死亡した場合に適用される相続制度）について論じていない。

II. 配偶者及び子供の相続権の剥奪についての制限

A. 序文

米国では、連邦法よりもむしろ州法が相続問題に適用され、州毎に、遺言の執行及び実施を規定する法律がある。遺言のための法律の多様性にもかかわらず、各州の相続法には、一定の共通の基本的特徴がある。たとえば、いずれの州（ルイジアナ州²を除く）においても、被相続人が遺言によりその子供の相続権を剥奪することは妨げられていない。他方、全ての州において、被相続人の配偶者を保護するための措置が規定されている。認められる保護の種類は、各州が採用する二つの主な夫婦財産制である、特有財産制又は共有財産制に依拠する。

B. 特有財産制

大部分の州が英国のコモン・ローに由来する特有財産制に従う。当該制度のもとでは、労働による収入は各自のものであり、収入は共有されない。例えば、夫が賃金所得者であり、妻が主婦である場合、賃金所得者である夫は、婚姻中に自らが取得した全ての財産（主婦が賃金所得者から取得した贈与又は主婦が他の人から取得した贈与もしくは相続を除く。）を所有し、かつ当該財産に関し遺言権を有する。

特有財産制を採用する州においては、婚姻中に収入を得なかったか又は死亡した配偶者を下回る収入しか得なかった生存配偶者を相続権の剥奪から保護するか否か、またその保護する方法に関する問題に対応しなければならない。ほとんどの州で、生存配偶者に選択的（又は権利としての）相続分を認めることにより、この問題に対応している。被相続人がその配偶者に法律で定められた最低限の相続分を与えなかった場合、州は（生存配偶者がそれを選択する場合（それ故「選択的」相続分という。）、配偶者がかかる最低限の相続分を受け取ることが保証するため、被相続人の遺言による計画の一部を少なくとも無効にする。選択的相続分は、被相続人の相続財産の全ての財産（すなわち、収入に限られない。）に対して適用される³。

C. 共有財産制

² ルイジアナ州では、子供は権利としての相続分（*legitimate*と呼ばれる）を有する。これは、23才未満の子供及び知的障害ないし身体障害を持つ子供の相続権の剥奪を防止している。

³ 「相続財産」の意義は、州毎に異なる。下記第D.1項参照。

共有財産制を採用する州は少ない。夫婦共有財産の原則は、配偶者の全ての収入及び当該収入から得た財産は夫婦共有財産であるということである。すなわち、各配偶者は、夫婦共有財産に関し不可分の2分の1の権利を有する。従って、死亡した配偶者は、死亡時に、婚姻前に又は贈与もしくは相続により取得した財産のみならずその夫婦共有財産の2分の1を所有し、かつそれに関し遺言権を有する。

夫婦共有財産は、夫及び妻が婚姻組合的な関係を形成するという概念に基づく。夫婦がそれぞれの時間を最も有効に使用方法と一緒に決定するため、夫婦がその収入を平等に共有すると仮定している。被相続人が自らの財産以外の財産を遺言により譲渡しない限り、また、相続財産に関し税務上の、債権者又はその他の請求がない限り、共有財産制を採用する州において、州は遺言計画に介入しない。

D. 選択的相続分に関する法律

上記第B項に記載されるとおり、特有財産制を採用する州の選択的相続分に関する法律により、生存配偶者に被相続人の相続財産の一部を与えられる。当該法律の基本趣旨は、生存配偶者が被相続人の財産の取得に寄与した場合、その一部を与えられるべきであるということである。法律は生存配偶者に、以下の選択肢を与える：当該生存配偶者は被相続人の遺言に従うか又は遺言を放棄して、被相続人の相続財産の一部を得ることができる。生存配偶者が選択的相続分を請求する場合、被相続人の配偶者の財産処分に関する計画に大きな混乱が生じる。同族事業が被相続人の相続財産の大部分を構成する場合、当該同族事業は、被相続人が意図した遺言による受益者と被相続人の配偶者とので分割される。

選択的相続分制度には、多くのバリエーションがある：一部の州では、選択的相続分は配偶者に単純財産権として与えられるが、他の州では、生涯権として譲渡される。また、配偶者が選択することのできる「相続財産」を構成する資産は州毎に異なる。婚姻期間、子供の有無及び生存配偶者の資産額等その他の要因は全て、各州で各別に検討される。

1. 選択的相続分の対象となる財産：「相続財産」の意義

選択的相続分に関する原法律は、生存配偶者に被相続人の相続財産の一部を与えており、それは、被相続人の検認相続財産（すなわち、被相続人の遺言に基づき譲渡された資産）を黙示的に意味した。合有不動産権及び生前信託

等の取り決めを通じた遺贈の急増により、「相続財産」の対象が遺贈の一部又は全部を含むよう拡大されるべきか否かという問題が生じた。

コネチカット州等一部の州では、撤回可能信託及びその他の遺贈は、選択的相続分の対象とならない⁴。従って、生存配偶者の選択的相続分の対象となる可能性がある場合、同族事業に関する個人的権利を維持し、かつ遺言を通じてそれを譲渡するよりもむしろ、当該企業の株式持分の所有者は、撤回可能生前信託に関する権利を譲渡し、かつ企業の処分を定めることができるため、州が所有者の遺言による計画に介入することを妨げることができる。

かかる選択権は、法律により「相続財産」の意義を拡大するニューヨーク州の居住者には適用されない。ニューヨーク州法⁵に基づき、生存配偶者は、5万ドル又は被相続人の相続純相続財産の3分の1のいずれか大きい方を取得する⁶。選択的相続分の対象である被相続人の相続財産は、検認相続財産及び下記の遺言代替物を含む。

⁴ コネチカット州一般法注釈版第 45a 章～第 436 章；*Cherniack* 対 *Home National Bank & Trust Co. of Meriden*, 198, *Atlantic Reporter* 第 2 版 58（コネチカット州 1964 年）参照。（信託元本からの収入を生存中に信託設定者に、次に生存中に生き残った兄弟に支払い、その後兄弟の子供の間で分配することを定めた信託は、信託設定者の相続財産に関する妻の権利を詐害する目的とはならないこととした。）

⁵ ニューヨーク州相続財産、権利及び信託第 5-1.1-A 章

⁶ ニューヨーク州は、他の多数の州と同様に、生存配偶者及び被扶養者の生活費及び支援のため、現金 56,000 ドル及び一定の有形動産を上限とする「家族手当」も規定し、これは、配偶者の選択的相続分に算入されない。ニューヨーク州相続財産、権利及び信託第 5-3.1 章。従って、選択的相続分は、全相続財産の価額が 100,000 ドルの範囲内である場合、配偶者が当該相続財産の権利を有することを保証する。権利としての相続分に関する特定の法域の法律の影響を考慮する場合、家族手当が存在する可能性に留意しなければならない。

1. 死亡予期贈与（すなわち、贈与者が航海又は任務等を生き残った場合に、撤回可能となる生前贈与）
2. 内国歳入法第 2503 条に基づく連邦年次控除額（現在 12,000 ドル）を超えない贈与を除く、死亡前 1 年間以内に行われる贈与
3. 普通預金（トッテン）信託（すなわち、死亡時に指名された受益者に支払われる被相続人名義の銀行口座）
4. 共同の銀行口座で被相続人の出資の範囲内のもの
5. 被相続人の出資の範囲内の合有不動産権及び夫婦全部保有不動産権
6. 生前譲渡。但し、被相続人が占有もしくは終身所得し、もしくは当該処分を取り消す権限もしくはその元金を使用、侵害又は処分する権限を維持する場合に限る。
7. 年金制度等
8. 被相続人が財産を自ら望む者に指名することが可能となる一般指名権を有する財産
9. 死亡時に登録受益者に対して譲渡可能な証券（2007 年 1 月 1 日以後に死亡する被相続人に関して）⁷

従って、同族事業の株式持分を有するニューヨーク州居住者には、コネチカット州居住者と比較して配偶者の選択的相続分を回避する手法が少ない。コネチカット州とは異なり、ニューヨーク州では、被相続人の撤回可能信託に与えられた同族事業の株式持分は、上記(f)を通じて、被相続人の相続財産に戻されるため、選択的相続分の対象となる。また、被相続人は、死亡前 1 年間以内に自らの企業の株式持分を所定の受益者に与えることにより、選択的相続分を無効とすることはできない。しかしながら、被相続人は、例えば退任時に、指定した受益者に当該株式持分を与えることにより、当該株式持分が選択的相続分の対象となることを回避することができる。但し、当該譲渡が死亡より 1 年以上前に行われた場合に限る（また、所有者が自らの扶養者を養うため企業外で十分な収入を得る場合に限る。）⁸。

1990 年統一検認法典（「UPC」）を採用する州には、処分権に関し追加の制限がある。UPC は、共有財産制に近い効果があるが、結婚前に行われる「拡大」相続財産譲渡、贈与又は相続により取得した財産及び生命保険を導

⁷ 選択的財産分の金額は、被相続人から生存配偶者に対して法定相続、遺言又は遺言代替物により譲渡される生涯不動産権を除くいずれかの権利の金額を控除して減額される。

⁸ 言うまでもなく、当該生前譲渡は、米国の贈与税制度（下記で説明される。）に従う。

入することにより一段踏み込んだものである。UPC は、選択的相続分との関係で、以下のものを一つの拡大相続財産とする。

- a) 被相続人の検認純相続財産額
- 10. 以下を含む、生存配偶者を除く個人に対する被相続人の遺贈の価額
 - (ア) 被相続人が譲渡する権利又は譲渡を撤回する権利（権利が被相続人又はその他の者により作られたか否かにかかわらない）を有する財産
 - (イ) 被相続人の共有不動産の共有分
 - (ウ) 死亡時払いが指定された財産に関する被相続人の所有権
 - (エ) 生存配偶者以外の者に支払われる被相続人の生命保険金
- 11. 被相続人が婚姻中に以下の方法により譲渡した財産の価額
 - (ア) 被相続人が生存中に占有又は財産の収入に関する権利を維持した取消不能の譲渡
 - (イ) 被相続人が被相続人又はその相続財産のために収入又は財産に関して権利を作った譲渡
- 12. 以下を含む、婚姻中及び被相続人が死亡する前 2 年間に譲渡された財産の価額
 - (ア) 譲渡が行わなければ、上記(a)又は(b)に基づき相続財産に含まれたであろう財産
 - (イ) 生存配偶者以外の者に対する財産の譲渡のうち、内国歳入法第 2503 条に基づく贈与の連邦年次控除額（現在 12,000 ドル）を上回る部分
- 13. 生存配偶者に対する被相続人の遺贈の価額
- 14. 生存配偶者が被相続人であった場合に生存配偶者の拡大相続財産に含まれたであろう生存配偶者の財産の価額及び生存配偶者の他の者への遺贈の価額⁹

従って、ニューヨーク州居住者とは異なり、1990 年版のUPCを採用する州の居住者には、自らの同族事業の株式持分に関して、死亡より 1 年以上前に指定した受益者に当該株式持分を与えることにより、配偶者の選択的相続分から当該株式持分を保護するという選択肢がない。当該株式持分は、被相続人が贈与時に選択者と結婚している限り、選択的相続分の影響を受ける。選択的相続分は、5 万ドルを最少限とする婚姻期間に基づくスライディング・

⁹ 統一相続財産管理法典第 2-203 章～第 2-207 章。

スケール比率（1年後は3%、10年目まで毎年3%増加し、その後は、結婚15年後に50%に達するまで毎年4%増加する。）である¹⁰。

従って、同族事業の処分に關し州の介入を望まない個人は、選取的相続分に関する法律を發動させないため、検認譲渡又は遺贈を通じて、企業とは関連のない資産を生存配偶者に十分残さなければならない。それを行うための十分な資産を有さない個人は、（当該個人が支配権を行使しないため（下記第7部第A項参照）、）議決権のない株式持分を生存配偶者の生前信託に入れ、議決権付株式をその指定する受益者に残し、かつ指定した受益者を生前信託の残余権者として指名することができる。

2. 選取的相続分の無効

上記のとおり、選取的相続分に関する法律の適用を回避するための最も簡単な方法は、生存配偶者に、選取的相続分の金額に相当する又はそれを上回る遺贈を行うことである。一部の州は、生涯不動産権の遺贈で足りるものと規定し、また、多くの州（UPCを採用する州を含む。）では、生存配偶者の相続分は非検認資産の遺贈でも足りることを規定する。

また、選取的相続分に関する法律は配偶者間の契約上の合意により無効となりうる。一部の州では、契約書が結婚前に締結されることを要件としているが、当該契約が結婚後に締結されることを認める州（UPCを採用する州を含む。）が増えている。ニューヨーク州等一部の州では、配偶者は選択権を一方的に放棄することができる¹¹。

最後に、被相続人の検認相続財産のみに基づき生存配偶者の選取的相続分を算定する州において、選取的相続分は、被相続人がその資産を非検認制度から除外した場合に、事実上回避されることもある。しかしながら、一部の州の裁判所は、「寡婦の相続分に係る詐欺」に不賛成を表し、法律上特段の規定がなくとも、生存配偶者の相続分を算定する際、当該非検認株式持分（特に撤回可能生前信託）を算入している。

III. 少数株主支配企業の利益に関する計画：形態

¹⁰ UPC第2-202章。

¹¹ 例えば、ニューヨーク州相続財産、権利及び信託第5-1.1-A章参照。ニューヨーク州では、権利放棄は、婚姻の前後に行われることが可能であり、また、絶対的又は条件付である可能性がある。約因は必要ない。

A. 序文

同族事業の所有者の相続財産計画は、税金、事業計画及び退職計画に関する問題を含む可能性のある特別な問題を提起する。概して、企業は、所有者の相続財産の大部分を占め、また、容易に換金可能であるものではない。同族事業は、多くの場合評価が困難であるため、潜在的な遺産税債務を見積ることが困難である。企業を相続人に譲渡する際の税負担を軽減するために、特別な贈与税及び遺産税の規定を利用できるが、かかる規定は綿密かつ複雑で、活用するためには慎重な計画が必要である。企業所有者に企業経営に参加する子供と参加しない子供がいる場合、企業所有者は、企業の一部に参加しない子供に譲渡するか否か、また譲渡する場合には、企業の日常業務に関する権限を与えることなく当該子供にその一部を与える方法を定める必要がある。

B. 少数株主企業の持分の形態

同族事業の承継を計画する際、州法上の企業の設立形態及び連邦所得税上その分類を確認することが重要である。下記において述べる全ての計画の手段及び税制上の優遇措置は、事業体全ての形態に適用されるものではない。

少数株主支配企業は、個人企業、法人、パートナーシップ又は有限責任会社の形態をとることができる。形態は、多くの場合、税制及び責任を考慮して選択される。事業体の各形態の特徴の概要は、以下のとおりである。

1. 個人事業

個人事業として経営される企業の場合、企業の資産は所有者により直接所有され、企業の従業員は、所有者により雇用され、また、所有者は通常、自らの納税申告において企業の損益を直接申告する。個人事業主は、個人事業の債務につき保護を受けない。その結果、ほとんどの個人は、ある時点で、自らが企業の債務から保護される事業体に企業を転換することを選択する。

2. 法人

多くの少数株主支配企業は、州法に基づき、法人として設立される。法人の株主は、法人の債務につき法的責任を負わない。連邦所得税の目的上、法人は、「C 法人」（内国歳入法（「歳入法」）第 C 項に規定される。）又は「S 法人」（第 S 項に規定される。）に分類することができる。ほとんどの州は、

州税の目的上、類似の区別を採用する。C 法人と S 法人の区別は、税法のみに関するものであり、州会社法の目的上は 2 種類の法人の間に差はない。

C 法人と S 法人の基本的な違いは、C 法人の純利益が所得税の二重課税の対象となり、S 法人の純利益は、概して一段階の所得税のみの課税対象となることである¹²。C 法人は、連邦税法上、別個の納税者として扱われ、法人税率で純所得の税金を支払う。法人が、法人の税引き後純利益を配当として株主に分配する場合、株主は、受け取った配当について特別個人税率で二段階目の課税対象となる¹³。C 法人の株主は、法人の純損失を控除することを認められていない。

S 法人は別個の納税者として扱われない。従って、S 法人の損益は、その株主の個人所得税納税申告へ流れ、当該株主が個人税率で純所得の所得税を支払い、かつ純損失を控除することができる¹⁴。通常、株主は、S 法人が現金配当を分配する場合、追加の課税対象とはならない。従って、S 法人の株主が配当として受領した現金は、所得税 1 回に限り減額される。

全ての法人が連邦税の目的上、S 法人の資格に該当するわけではない。歳入法は、法人が S 法人の地位を獲得し、かつ維持するために満たさなければならない厳しい要件を定めている¹⁵。最も重要な要件は、法人の株主の数及び種類並びに法人が発行する株式の種類に関するものである。S 法人の株主は 100 人を超えてはならない¹⁶。全ての株主は、相続財産、一定の種類の信託及び一定の慈善団体を除き、米国市民又は個人居住者でなければならない¹⁷。

¹² しかしながら、S 法人は、内国歳入法第 1375 条に基づき、一定の消極投資の利益について、法人レベルで課税対象となる。また、一部の州は、州所得税法上、第 S 項の適用を認めていない。

¹³ 内国歳入法第 301 条。

¹⁴ 内国歳入法第 1366 条。

¹⁵ 内国歳入法第 1361 条。

¹⁶ 内国歳入法第 1361 条。

¹⁷ 同上。簡単に言うと、みなし自益信託 (*grantor trusts*)、適格サブチャプター S 信託 (*Qualified Subchapter S Trusts*) (「QSST」) 及び選択中小企業信託 (*Electing Small Business Trusts*) (「ESBT」) の 3 種類の信託は、S 法人の株主となりうる。譲渡人が信託を撤回する権利、資産を置き換える権利又は適当な権利もしくは担保なく信託から借入を行う権利等信託財産の一定の権利を有する場合、信託はみなし自益信託である。また、所得受益者は、受益者が一定の権限を有する場合、所得税との関係では、信託の譲渡人として扱われる。

QSTT に係る規則は極めて厳格である：(1) 信託は、米国の市民又は居住者である経常所得受益者を 1 人だけ有することができる；(2) 信託所得は全て、所得受益者に分配されなければならない；(3) 生存中に、元本の分配を受けることのできる者は、所得受益者のみでなければならない；(4) 受益者の所得権利は、所得受益者の死亡又は信託の終了のいずれか早い時期に終了されなければならない；また、(5) 信託が所得受益者の生存中に終了する場合、全信託財産は、所得受益者に分配されなければならない。財務省規則第 1.1361-1(j) 条。

また、S法人は2種類以上の株式を有してはならず、また当該要件は計画の可能性を制限する¹⁸。

3. パートナースhip

州法に基づき、パートナースhipは、ジェネラル・パートナースhip又はリミテッド・パートナースhipとして設立されうる。州法（州毎に異なる）及びパートナースhip契約の規定により、パートナーの権限及び義務が規定される。概して、ジェネラル・パートナースhipは、以下の点でリミテッド・パートナースhipと異なる。

15. ジェネラル・パートナーはパートナースhipの債務に責任を負うが、リミテッド・パートナーは、通常責任を負わない。
16. ジェネラル・パートナーはパートナースhipを運営する権利を有するが、リミテッド・パートナーは、運営権を有さない。また、
17. ジェネラル・パートナーはいつでもパートナースhipから脱退することができるが、リミテッド・パートナーは脱退権を有さない。

ジェネラル・パートナーのみがパートナースhipの債務につき法的責任を負うため、当事者は、多くの場合、最大限の債権者保護をパートナーに提供するため、リミテッド・パートナースhipのジェネラル・パートナーとして行爲する法人を設立する。

連邦所得税の目的上、パートナースhipは別個の納税者として扱われず、また、パートナーは、パートナースhipの純所得に課税され、かつ個々の所得税納税申告の際にパートナースhipの純損失を控除する権利を有する¹⁹。しかしながら、事業体が州法上、ジェネラル又はリミテッド・パートナースhipとして設立されることは、必ずしも、事業体が連邦所得税上、パートナースhipとして課税されるという意味ではない。しかしながら、「チェック・

S法人株式の計画についての可能性は、ESBTを設立する法律の制定により大きく拡大された。いかなる信託も、(1)全受益者が米国市民もしくは居住外国人、相続財産管理人又は特定の種類の慈善団体である個人であり、かつ(2)受益者が買入又は課税交換により信託の権利を取得していない場合、選択によりESBTとなりうる。

¹⁸ 同上。下記第VII部第B項参照。

¹⁹ 内国歳入法第701条。

ザ・ボックス」規則に基づき、パートナーシップとして設立された事業体は、概して通常連邦所得税の目的上パートナーシップとして扱われるが、当該事業体は法人税待遇を選択することができる²⁰。それにもかかわらず、ほとんどの場合、パートナーは、C法人に係る二重課税を避けるため、税法上、事業体がパートナーシップとして扱われることを希望する。パートナーシップは、S法人よりも柔軟性があり、S法人の株主の数及び資格並びに発行される可能性のある持分の種類に関する規制は、パートナーシップのパートナーには適用されない。

4. 有限責任会社

有限責任会社（「LLC」）は、法人とパートナーシップの利点を合わせた比較的新しいタイプの州法上の事業体である。LLCに適用される州法は、会社の所有者（「構成員」）が会社の債務に個人的に責任を負わないことを規定する。これにより、構成員は、法人の最も重要な特徴の一つである法人責任からの保護を得る。しかしながら、連邦所得税法上、その特権が公開され取り引きされないLLCは、「チェック・ザ・ボックス」規則に基づき法人待遇を選択しない場合には、パートナーシップとして扱われる²¹。従って、LLCにより、その構成者は、会社利益に対する1回の課税という利点及び純損失を控除する可能性を享受することができる。S法人又は法人ジェネラル・パートナーのいるリミテッド・パートナーシップにおいて有限責任と1回の課税を組み合わせることが可能であるが、多くの事業所有者に、LLCがS法人又はリミテッド・パートナーシップよりも柔軟性があるため、LLCの形態を好まれる。LLCの法律は、概して、会社の経営組織を定める場合に幅広い自由裁量を構成員に認める。そのため、LLCは、法人又はパートナーシップの管理体制を模倣するよう設計することができる。LLCは、複数の種類の構成員持分を有し、また、州法は、株主の種類又は数を制限していない。

IV. 少数株主支配企業の評価：歳入法上認められる設計

A. 序文：割引

²⁰ 財務省規則第 301.7701-3 条。また、事業体の所有権の取引が公開されている場合、事業体は通常、地域法上パートナーシップ（又はLLC（下記参照。））であったとしても、C法人として課税される。

²¹ 財務省規則第 301.7701-3 条。内国歳入法第 7704 条参照。

会社の全株式に 100 万ドルを支払う投資家は、同じ会社の株式の 10%には 100,000 ドルを支払わないと推測される。なぜなら、10%の持分では、投資家が会社の経営、配当及びその他の業務を支配することができないからである。10%の会社持分を評価するため、通常、10%の持分では会社の支配権は譲渡されないという事実を反映する割引を適用することが必要である。同様に、評価者が会社の価格／利益率と株式公開会社のそれとを比較して会社の評価を決めた場合、株式公開会社の投資家はいつでもその株式を売却でき、閉鎖会社の支配権を直ぐに現金化できる市場は存在しないという事実を反映した割引がない場合に、会社の公正な市場価格を誇張する可能性がある。かかる評価の調整は、非公開会社の公正な市場価格に極めて重要な影響を及ぼす可能性があり、また、多くの場合、同族事業の所有者の承継計画に重要な影響を与える。以下の項では、かかる所有者が活用できる調整について概説する。

B. マイノリティディスカウント

マイノリティディスカウントは、事業所有者の相続財産計画に重要な影響を与えることができる。ディスカウントは、法人の少数株主又はパートナーシップのリミテッド・パートナーが企業経営を支配できないことを反映する。従って、支配株主持分に係る株式は、小数株主持分に係る株式よりも価値が高い。同様に、ジェネラル・パートナーとして保有されるパートナーシップ持分は、概して、リミテッド・パートナーとして保有される同じ割合の持分よりも価値が高い。

マイノリティディスカウントは、評価された持分が事業体を支配しない場合に限り、正当化される²²。事業体の支配権は、一部は州法に依拠し、また、一部は会社の内規等の書類に依拠する。州法は、通常、清算等一定の基本的事項を承認するために議決を行わなければならない所有者の割合に関し基本的な規定をおく。多くの場合、かかる基本的な法定の規則は、これと異なる規定を会社の内規等の書類に記載することにより変更されうる²³。

適切なディスカウント額は、評価される会社の状況に係る事実上の問題である。納税者が請求するマイノリティディスカウントは、多くの場合、内国歳入庁（「IRS」）により厳密に調査される評価者によりが同じ会社に適用されるべきマイノリティデ

²² 例えば、歳入庁規則 78-367、1978-2 C.B. 24 参照。

²³ 例えば、*Ward*対*Comm'r*、租税裁判所 87、78（1986 年）（30 と 3 分の 1%のマイノリティディスカウントが子供に贈与された同族企業の株式に適用されることを承認した。）；*Carr*対*Comm'r*、租税裁判所メモランダム判決 49、507（1985 年）（同族企業の株式 25%のマイノリティディスカウントを承認した。）；*Estate of Frank*対*Comm'r*、租税裁判所メモランダム判決 69、2255（1995 年）（同族企業の相続株式に適用される 20%のマイノリティディスカウントを認めた。）

イスカウント額に大きな差があるにもかかわらず、裁判所が、20%から 33%及び 3 分の 1%の範囲でマイノリティディスカウントを認めることは珍しくない。

同族事業の相続財産計画に関して、特にマイノリティディスカウントが重要となる理由は、IRSがマイノリティディスカウントを定める目的で、企業の支配者を決定する際、親族から他の親族への所有権の移転は考慮されないとの立場をとることである²⁴。例えば、タマラがクレオパトラ・コーポレーションの株式の 100%を所有しているとする。彼女が 5 人の娘に対しその株式を 20%ずつ贈与した場合、贈与はそれぞれ 20%の会社の持分として個別に評価され、マイノリティディスカウントの対象となる可能性がある。代わりに、タマラが 100%の株式を所有して死亡し、株式の 20%を娘にそれぞれ遺贈した場合、遺産税の目的上株式の価値は、会社全体の価値となり、マイノリティディスカウントは適用されない。従って、歳入法に基づき、同族事業の持分は、死後分割するよりも、生前贈与を行った方が譲渡税上大きな利点がある²⁵。

C. 市場性ディスカウントの欠如

市場性の欠如に関するディスカウントは、公開市場で直ちに取引可能な事業利益が、直ぐに換金できる市場を有さない事業利益よりも価値が高いという原則に基づく。かかる原則は、特に、多くの同族事業の評価に適用される。非公開会社の少数株主持分を評価する際、市場性ディスカウントの欠如は、多くの場合、支配権の欠如及び市場性の欠如を反映する 1 つのディスカウントに到達するためマイノリティディスカウントと結び付けられる。しかしながら、2 つのディスカウントは、理論上明白に区別され、また、多くの場合、1 つのディスカウントのみ適用されることが適切である。

適切な市場性ディスカウントの金額は、事実上の問題であり、企業の状況を調査することにより決定されるべきである。考慮すべき要因に関しては、*Mandelbaum*対*Comm'r*の件における議論が有益である²⁶。

²⁴ 歳入庁規則 93-12、1993-1 C.B. 202。また、下記第E項参照。

²⁵ しかしながら、IRSがマイノリティディスカウントの適用に異議を唱える方法は、少数株主持分が「浮動票」として追加価値を有していると主張することである。*Estate of Winkler*対*Comm'r*、租税裁判所 57、373（1989 年）において、被相続人は会社の株式を 10%所有していた。同族集団の 1 つが株式の 40%を所有し、また他の同族集団が 50%所有していた。租税裁判所は、被相続人の 10%の持分は、当該 10%が浮動票となりうるため、プレミアム付で評価されるべきであるとの判決を下した。

²⁶ 租税裁判所メモランダム判決 69、2852（1995 年）（以下の要因を考慮して、30%の市場性ディスカウントを認めた：類似企業の類似する持分の売却；会社の財務諸表の分析；会社の配当方針；会社の内容、経歴、業界での地位及び経済見通し；会社経営；株式譲渡制限；株式保有期間；会社の償還方針；並びに公募に関連する費用。）

D. キーパーソンディスカウント

多くの同族事業において、企業評価の大部分は、1人の主要な従業員の知識、技能及び人脈に依拠する。当該人が死亡した場合、企業価値は、経営の承継が計画されていない場合、大幅に低下する可能性がある。かかる場合、死亡した所有者の相続財産に係る事業利益の評価を、キーパーソンディスカウント分下げることが適切である。会社がキーパーソンに保険をかけていた場合、その金額は、会社の評価においてに考慮される。

E. マイノリティディスカウントの制限：内国歳入法第 2704 条

第 2704 条は、贈与税及び／又は遺産税の目的上、同族事業の持分評価に影響を及ぼしうる歳入法の規定である。第 2704 条の根底には、企業の支配持分は、同企業の非支配持分よりも価値が高いという評価原則がある。（上記マイノリティディスカウントは同じ原則に起因する。）第 2704 条は、特定の同族の状況に当該原則を適用することが贈与税及び遺産税の抜け穴につながるものと IRS がみなしたことにより制定された。法律は、同族事業について全てのディスカウントを排除していない。その影響は、その技術的な要請に該当する場合に限られる。

第 2704 条は以下の 2 つの部分に分けられる：議決権又は事業利益を清算する権利が消滅する場合に発動する第 2704(a)条、及び適用される州法よりも規制の厳しい一定の清算制限を伴う事業利益の評価に影響を及ぼす第 2704(b)条。当該法律は、同族により「支配」されるパートナーシップ又は法人の持分に限り適用される。「支配」されるとは、法人の 50%（議決権又は評価による）以上の同族所有、パートナーシップの資本もしくは利益持分の 50%以上の所有、又はリミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーシップ持分を意味するため定められる²⁷。帰属規則は同族所有を定める際に適用される²⁸。

1. 内国歳入法第 2704(a)条：特定の権利の消滅に係るみなし贈与

第 2704 条は、同族会社の支配権に付随する超過価値が、贈与又は相続財産による譲渡に代わり議決権又は会社を清算する権利が消滅する場合、贈与税又は遺産税を免れないことを保証するため制定された。例えば、パメラがコ

²⁷ 内国歳入法第 2704(c)条、第 2701(b)(2)条。

²⁸ 内国歳入法第 2704(c)条。

フィ・ファミリー・パートナーシップのジェネラル・パートナーシップ持分1%とリミテッド・パートナーシップ89%を所有しているとする。パートナーシップ契約は、ジェネラル・パートナーがパートナーシップを清算することができることを規定している。リミテッド・パートナーシップ持分は、ジェネラル・パートナーシップ持分も保有し、またそれ故パートナーシップを清算し、かつ清算価額を取得できる個人により保有される場合、5,900万ドルで評価される。リミテッド・パートナーシップ持分は、ジェネラル・パートナーシップ持分も保有していない（それ故、パートナーシップを清算することができない）個人により保有される場合、3,300万ドルで評価される。パメラが死んだ場合、そのジェネラル・パートナーシップ持分は、自動的にリミテッド・パートナーシップ持分に転換されるため、その相続財産管理人は90%のリミテッド・パートナーシップ持分を受け取る。パメラの遺言執行者は、遺産税に係る約3,300万ドルの相続財産額があるものとして、彼女の相続財産に含まれるパートナーシップ持分を計上する。遺言執行者は、パートナーシップを清算するパメラの生涯権に帰属する価値が、それが彼女の死亡時に消滅したため、課税を免れるという立場をとる。

清算権の消滅に課税することにより、第2704(a)条は、上記の事例に説明される抜け穴をふさぐ。第2704(a)条は、以下の場合適用される：(1)法人又はパートナーシップの議決権又は清算権が消滅する場合、及び(2)親族と共に権利を有する個人が消滅前及び消滅後に会社を支配していた場合²⁹。当該条件を満たす場合、第2704(a)条により、譲渡された企業の持分に係る贈与税額又は遺産税額は増加するか、又は場合によっては、贈与が行われたものとみなされる。贈与の価額とは、贈与後の持分価額に対する個人が消滅前に保有していた持分価額の超過分である。従って、上記の事例では、パメラの相続財産には、彼女の相続財産管理人により受領された持分に対する死亡前のパートナーシップに係る彼女の全持分価額の超過分が含まれることになる。つまり、リミテッド・パートナーシップ持分は、遺産税の目的上、清算権があるものとして評価される。

議決権又は清算権が制限又は除外される場合に限り第2704(a)条が適用されることに留意することが重要である。個人が会社の支配権付の会社持分を失う場合、第2704(a)条は適用されない。例えば、ジョンがシャフト・コーポレーションの議決権付普通株式の75%を所有しているとする。法人の付属定

²⁹ 個人の親族とは、当該個人の配偶者、兄弟姉妹、尊属及び直系卑属並びに当該個人の配偶者の尊属及び直系卑属を含む。内国歳入法第2704(c)(2)条。

款及び州法は、法人の清算には株主の3分の2の議決を要すると規定している。ジョンは、株式の25%を2名の子供にそれぞれ贈与した。贈与後、ジョンは、法人を清算する権利を有していなかったが、株式に付属する議決権は消滅していなかった。贈与は、贈与税の目的上、第2704条とは関係なく評価されるため、マイノリティディスカウントが適用される。

2. 内国歳入法 第2704(b)条：特定の清算制限の無視

第2704(b)条は、同族事業の持分に係る贈与税及び遺産税上の評価に関し認知されている様々な抜け穴を解決するため制定された。第2704(b)条の根底にある問題は、納税者が同族に関係して実質的かつ経済的影響をほとんど及ぼさない清算制限に基づき、事業利益の割引価額を請求する可能性があるということである。ドロシーは、ウィズ・コーポレーションの議決権付株式75%を所有し、その息子が残りの25%を所有しているとする。州法は、法人の清算について株主の3分の2の議決を義務づけるが、ウィズの付属定款は、全会一致の議決を義務づけている。ドロシーが死亡し、また、その遺言執行者は、ドロシーが一方的に法人を清算することを防ぐ付属定款に規定される制限に言及して、彼女の相続財産に含まれる株式に関しマイノリティディスカウントを請求する。ドロシーの死後直ちに、株式を相続したその息子は、付属定款を州法に合致させるため当該付属定款を変更することを決定する。

第2704(b)条は、同族企業を評価する際、清算に関する一定の適用規定を無視することにより、かかる問題を解決する。清算の制限は、以下の場合、適用される：(1)制限が、事業体に適用される州法よりも制限の厳しい清算制限である場合、及び(2)譲渡人又は譲渡人の親族が自らの条件により、譲渡後又は制限の消滅後、制限を排除することが可能な場合³⁰。上記の事例において、ドロシーの持分を評価する際、第2704(b)条は、清算に全会一致の議決を要するというウィズ・コーポレーションの付属定款の規定を無視する。ドロシーの株式75%は、法人の支配株主持分として評価され、マイノリティディスカウントは適用されない。

F. 農業又は事業で使用される不動産の特殊用途評価：内国歳入法第2032A条

遺産税により農家が税金を支払うため農場の売却を強制されるという懸念に駆られて、1976年に、連邦議会は、自営農場及びその他同族事業に使用される不動産に係

³⁰ 財務省規則第25.2704-2(b)条。

る遺産税の減税を定めた歳入法の特別規定を制定した。かかる第 2032A 条の規定は、自営農場（及び取引又は事業に使用されるその他特定不動産）に及ぼす遺産税規則の影響に関する問題を特に是正するため、狭義に起草された³¹。通常の遺産税規則に基づき、不動産は、「最高かつ最善の用途」（すなわち、最高の価値を生む用途）で評価される。農地の「最高かつ最善の用途」とは、多くの場合、開発用であり、かかる評価は、農業の目的での土地の価額をはるかに超える遺産税上の価値を生む可能性がある。第 2032A 条は、次の世代が土地の耕作を続けることを希望する親族に関し遺産税を減税し、相続人が税金を支払うため土地の売却を強制されないことを目的とする。第 2032A 条は、遺言執行者が遺産税の目的上、土地の「最高かつ最善の用途」に基づく計算式よりもむしろ、当該地区で農地から実質的に受け取る収益に基づく計算式を使用して農地を評価することを選択することができることを認めることにより、かかる減税を規定する。概して、かかる評価法により、遺産税に係る相続財産の額は減額され、それ故、遺産税に係る債務が減少する。被相続人が所有する土地の遺産税に係る相続財産の額が減額されうる金額は、現在、900,000 ドル（インフレ調整済）に制限され³²、そのため、夫婦は、第 2032A 条を利用することにより、農地財産を 180 万ドルまで保護することができる。選択後親族が土地を処分するか、又は能動的な土地の耕作を継続できない場合、選択に係る事前の利益を排除する追徴税が適用される可能性がある³³。

第 2032A 条は、一つの特定の問題を解決するため制定されたため、それが解決すること目的とした状況に限り確実に適用されるよう多くの技術的要件を規定する。遺言執行者は、以下の全ての要件が満たされる場合に限り、遺産税の目的で土地を評価するため、第 2032A 条の特別な評価規則を用いることを選択することができる。

- 被相続人が米国の市民又は居住者であること；
- 財産が、「適格不動産」であること。すなわち、
 - 財産が米国に所在すること。
 - 財産が被相続人から適格相続人へ「提供又は譲渡」されたこと。
 - 被相続人の死亡時に、財産が被相続人又は被相続人の親族により「適格使用」の目的で使用されたこと。
- 被相続人の総相続財産額の「調整値」のうち 50%以上が以下の不動産の「調整値」で構成されること。
 - 死亡日に被相続人又は被相続人の親族により「適格使用」の目的で使用されていた不動産、及び

³¹ 内国歳入法第 2032A 条は農業以外の取引又は事業に使用される不動産に適用されうるが、その主たる用途は農地である。説明の便宜のため、農地についてのみ説明する。

³² 歳入庁手続 2005-70, 2005-47 I.R.B. 979；内国歳入法第 2032A(a)(3)条参照。

³³ 内国歳入法第 2032A(c)条。

- 被相続人から「適格相続人」へ「提供又は譲渡」された不動産。
- 総相続財産額の「調整値」のうち 25%以上が以下の不動産で構成されること。
 - 被相続人から「適格相続人」へ「提供又は譲渡」された不動産、及び
 - 退任、障害又は死亡以前の 8 年間のうち 5 年以上の間、被相続人又は被相続人の親族が「実質的に関与する」土地、及び
 - 死亡以前の 8 年間のうち 5 年以上の間、被相続人又は被相続人の親族により所有され、かつ「適格使用」された土地。
- 財産が、死亡以前の 8 年間のうち 5 年以上の間、被相続人又は被相続人の親族により所有され、かつ「適格使用」の目的で使用されたこと。
- 財産に関し、退任、障害又は死亡以前の 8 年間のうち 5 年以上の間、被相続人又は被相続人の親族による「実質的な関与」があったこと。
- 遺言執行者が選択の届出を行っていること。
- 財産の権利を有する者がそれぞれ、追徴税が適用される場合に支払われるべき追徴税につき自ら責任を負う旨同意する契約に署名すること。

上記は、要件を簡潔に記載したものである；第 2032A 条に基づく規定は非常に複雑である。更に重要な事項については、以下に詳しく記載される。

1. 50%要件

50%要件は、第 2032A 条が保護するため策定された財産の種類で構成される被相続人の相続財産（すなわち、親族により農地として現に使用される土地）の割合に注目する。50%要件を満たすためには、被相続人の「総相続財産額」の「調整値」のうち 50%以上は、被相続人又は被相続人の親族により「適格使用」の目的で使用される財産、及び被相続人から「適格相続人」に提供又は譲渡された財産の「調整値」で構成されなければならない³⁴。

被相続人の「総相続財産額の調整値」とは、総相続財産額（通常の規則を用いて評価されたもの）から財産により担保される未払いの貸付金及び債務を控除した価額である³⁵。この要件においては、死後 3 年以内に行われた贈与（年次控除贈与を除く。）は、相続財産に加算される³⁶。

³⁴ 内国歳入法第 2032A(b)(1)(A)条。

³⁵ 内国歳入法第 2032A(b)(3)(A)条。

³⁶ 内国歳入法第 2035 (c)(1)条。

財産の「調整値」とは、通常の規則を使用し、財産により担保される貸付金及び債務を控除した財産の価額をいう³⁷。

財産の「適格使用」とは、森林を含む農業及びその他農業活動の目的で農地として使用することをいう³⁸。「適格使用」を構成するため、被相続人又は親族は、「農場経営に関する持分」を有していなければならない³⁹。頻繁に問題となるのは、被相続人が農業の目的で誰かに土地を賃貸した場合、財産の「適格使用」であるか否かという点である。賃貸が、所有者が農業活動のリスクを分担するという内容である場合、賃貸は、通常、「適格使用」となりうる。しかしながら、賃貸が現金収入目的とする場合、当該賃貸が被相続人の死亡前の被相続人の親族に対する賃貸である場合に限り、かかる取り決めは、通常、「限定使用」である⁴⁰。

50%要件を満たすため、「限定使用」は、被相続人又は「被相続人の親族」により行われなければならない。この目的のため、被相続人の親族には、被相続人の配偶者又は祖先、被相続人の両親の直系卑属又は当該卑属の配偶者、及び被相続人の配偶者の直系卑属又は当該卑属の配偶者のみが含まれる⁴¹。当該財産は、被相続人から「適格相続人」へ「提供又は譲渡」されなければならない⁴²。財産が被相続人の総相続財産額に含まれる限り、財産は被相続人から提供又は譲渡される。但し、その基準が第 1014(b)条（被相続人の相続財産から取得される財産の基準を定める。）に基づき定められる場合、被相続人の相続財産（適格相続人が被相続人の相続財産から購入した財産を含む。）から取得されるか、もしくは信託から取得された場合に限る⁴³。財産が信託に入れられている場合、適格相続人は、信託の利益を現に有していなければならない。裁量信託の全ての収益受益者が適格相続人である場合、当該収益受益者は、信託の利益を現在有しているものとみなされる⁴⁴。信託が継続的な利益を提供する場合、規則に基づき、信託の全利益が適格相続人により保有される場合には特殊用途評価を選択することが可能であり、また当

³⁷ 内国歳入法第 2032A(b)(3)(B)条。

³⁸ 内国歳入法第 2032A(b)(2)(A)条。内国歳入法第 2032A(b)(3)(B)条は、「適格使用」として他の事業についても規定する。しかしながら、上記のとおり、第 2032A条の重要性は農地への適用にあるため、農地についてのみ説明する。

³⁹ 財務省規則第 2032A-3(b)(1)条。

⁴⁰ 財務省規則第 2032A-3(g)条、実例 1 ないし 3 参照。「適格使用」という用語は、追徴税が生じる場合を定めるためにも使用される。この意味で、「使用」は、生存配偶者又は親族の直系卑属に対する現金賃貸を含む。内国歳入法第 2032A(c)(7)(E)条。

⁴¹ 内国歳入法第 2032A(e)(2)条。

⁴² 内国歳入法第 2032A(b)(1)(A)条。

⁴³ 内国歳入法第 2032A(e)(9)条。

⁴⁴ 内国歳入法第 2032A(g)条。

該全ての適格相続人は選択に関与する⁴⁵。「適格相続人」とは、被相続人の親族である⁴⁶。

2. 25%要件

更に、特殊用途評価を適用するためには、25%要件を満たす必要がある。被相続人の調整済相続財産額の25%以上は、(1)「適格相続人」が「被相続人から提供」され（いずれも上記に記載される。）、かつ(2)下記の「限定使用」及び「実質的関与」の検査を満たす不動産の正味価格で構成されなければならない。

3. 限定使用要件

特殊用途評価のもう一つの要件は、死亡日に、また被相続人の死亡以前の8年間のうち5年以上の間、関連する不動産が被相続人又は被相続人の親族により「限定使用」（上記に記載される。）の目的で所有され、かつ使用されたことである⁴⁷。住居は、所有者もしくは賃借人又は所有者もしくは賃借人の従業員が通常の根拠に基づき農場又は事業を経営する目的で居住する場合に含まれる⁴⁸。

4. 実質的関与検査

被相続人の死亡以前の合計5年又は8年の間、被相続人又は被相続人の親族は、農場の経営に「実質的に関与」していなければならない⁴⁹。かかる要件は、第2032A条の適用を、消極投資として土地を所有する家族でなく、現に農業に専念する家族に限定することを目的とする。被相続人又は親族が農業活動に直接関与する場合、個人が週35時間以上又は完全に業務を行うために十分な、より短い時間事業を行う場合に、要件は満たされる⁵⁰。かかる直接関与の基準が満たされない場合、実質的関与は、生産又は生産の管理に現に関与することを規定する第1402条の規定（自営の定義を定める。）に基づく基準が満たされる場合によっても決められる⁵¹。実質的関与の要素が満

⁴⁵ 財務省規則第2032A-8(a)(2)条。

⁴⁶ 内国歳入法第2032A(e)(1)条。

⁴⁷ 内国歳入法第2032A(b)(1)(A)(i)条及び第2032A(b)(1)(C)(i)条。

⁴⁸ 内国歳入法第2032A(e)(3)条。

⁴⁹ 内国歳入法第2032A(b)(1)(C)条。

⁵⁰ 財務省規則第2032A-3(e)(1)条。

⁵¹ 同上。

たされたか否か定める際に考慮される主な要素は、物理的な作業と経営上の決定への関与である⁵²。

5. 追徴税

第 2032A 条の利益が自営農場の運営を続ける親族に限り適用されることを確保するため、法律は、親族が被相続人の死後 10 年以内に農場経営を止める場合、遺産税の利益を追徴することを規定する⁵³。追徴税は、以下の場合生じる。

- 適格相続人が適格相続人の親族を除く誰かに財産を処分した場合、
- 財産の持分を有する適格相続人による「限定使用」が停止した場合、又は
- 被相続人の死亡後 8 年の間、被相続人もしくは被相続人の親族（死亡前の期間）、又は適格相続人もしくは適格相続人の親族（死亡後の期間）が合計 3 年間実質的に関与しない場合。

適格相続人は、追徴税につき責任を負う。

V. 遺産税支払のための法定救済手段

同業企業所有者は、当該所有者が死亡するまで企業を維持する場合に、相続財産管理人が遺産税の債務を支払うため企業の売却を余儀なくされる可能性があるということを非常に懸念する。しかしながら、税法は、かかる問題を解決するため、多様な可能性を提示する。

A. 遺産税の分割払い：内国歳入法第 6166 条

第 6166 条は、閉鎖会社所有者の相続財産の遺言執行者が遺産税の納税期日後 5 年間にわたり、遺産税の支払を繰り延べることを認めている。かかる期間中、相続財産管理人は、繰延税の利息のみを支払う義務を負う。5 年間の繰延期間終了後、相続財産管理人は、10 年以内の年賦で税金を支払うことができる。事業利益の課税価格

⁵² 財務省規則第 § 2032A-3(e)(2) 条。

⁵³ 内国歳入法第 2032A(c) 条。

のうち最初の 120 万ドルに帰される繰延税の利率は、2%である⁵⁴。残りの繰延税の利率は、税金の過小払いに適用される利率である 45%である⁵⁵。

第 6166 条を選択することにより、相続財産管理人は、非常に有利な利率で政府から借入を行うことができる。これは、事業利益が相続財産の大部分を構成する（同族事業によくある事例である。）場合に、特に利益となりうる。かかる場合、企業は、遺産税を支払うために必要な最終的な現金の財源となる。

しかしながら、第 6166 条は、全ての相続財産に適用されるわけではない。遺言執行者は、以下の場合に限り、第 6166 条に基づき支払の繰延を選択することができる：(1)被相続人が米国の市民又は居住者である場合、及び(2)被相続人の調整済総相続財産額のうち 35%以上が非公開会社の持分で構成される場合⁵⁶。事業利益は、個人企業、パートナーシップ（パートナーシップの資本持分の 20%が被相続人の相続財産に含まれるか、又はパートナーシップのパートナーが 45 名以下である場合）、又は法人（議決権付株式総額の 25%が被相続人の相続財産に含まれるか、又は法人の株主が 45 名以下である場合）の形態をとることができる⁵⁷。会社は、現に取引又は事業を行わなければならないものとし、また消極資産は、概して、税金の繰延が行われる会社の価値を定める場合に除外される⁵⁸。

第 6166 条に基づき繰り延べられる遺産税額は、納税総額の割合に限定される。かかる割合は、相続財産に含まれる事業利益の価額を調整済総相続財産額で除した割合に相当する⁵⁹。従って、事業利益が調整済総相続財産額の 45%を構成する場合、遺言執行者は、遺産税納税総額の 45%を繰り延べることを選択できる。

第 6166 条に基づき繰り延べられた遺産税の支払は、事業利益の一部が売却もしくは処分されるか又は現金もしくは資産が企業から回収され、かつ、売却、処分及び回収の総額が事業利益の 50%以上である場合、支払時期を早めることができる⁶⁰。最後に、分割払いの期限が到来するいずれかの年において、分配されていない純利益

⁵⁴ 歳入手続 2005-70, 2005-47 I.R.B. 979；内国歳入法第 6601(j)条参照。当該「2%の金額」は、2006 年に死亡する被相続人に適用される。金額は、インフレのため毎年調整される。

⁵⁵ 内国歳入法第 6601(j)(1)(B)条。

⁵⁶ 内国歳入法第 6166(a)(1)条。

⁵⁷ 内国歳入法第 6166(b)(1)条。

⁵⁸ 内国歳入法第 6166(b)(b)(D)条及び第 6166(b)(9)条。特定の金融業及び貸出業は、第 6166 条に基づき、割賦払いを行う資格がある能動取引又は事業として扱われる可能性がある。しかしながら、当初 5 年間の税金繰延は、金融業又は貸出業に適用されず、分割払いは 10 年間ではなく 5 年間で行われなければならない。内国歳入法第 6166(b)(10)条。

⁵⁹ 内国歳入法第 6166(a)(2)条。

⁶⁰ 内国歳入法第 6166(g)(1)条。

が相続財産にある場合、相続財産管理人は、分配されていない純利益を遺産税の支払に充当しなければならない。

B. 遺産税支払のための株式償還：内国歳入法第 303 条

閉鎖会社の株式が大部分を占めていた相続財産を有する被相続人の遺産税を支払うための現金財源の一つは、当該法人が所有する現金である可能性がある。被相続人の相続財産に含まれていた株式は、死亡日（又は評価日）の公正な市場価格に相当する所得税の課税基準が適用される。その結果、株式をその価格で売却することにより、相続財産の所得税債務は発生しない。但し、取引は、税金の目的上、売却又は交換として扱われる。企業から分配された現金が所得税上、株式の払込ではなく配当として扱われる可能性があるという問題が同族企業に生じる可能性がある。法人がC法人として設立されている場合、全ての現金分配が第 302 条に基づき配当として扱われ、かつそれに従い課税されるため、所得税の影響は望ましくない場合がある⁶¹。

歳入法の特別規定は、同族企業の株式を有する相続財産管理人がかかる所得税の悪影響を受けることなく遺産税を支払うため、現金を調達することを認めるよう制定された。第 303 条は、一定の要件を満たす場合、株式に代わる法人からの分配が所得税の目的上、売却（配当ではない。）として扱われることを規定している。要件の目的は、当該規定の利益を享受する者を当該救済手段を必要とする同族に限定することである。第 303 条は、以下の基本的基準を満たす場合、株式の償還を売却として扱う。

- 被相続人の相続財産のうち 35%以上（控除後）が償還を行う法人の株式で構成されること。
- 償還代金が被相続人の相続財産及び相続税債務に控除が認められる葬儀費用及び相続財産管理費用を加えた合計額を超えないこと。
- 株式が必要期間内に償還されること。

1. 相続財産の 35%以上は株式で構成されなければならない

被相続人の相続財産のうち 35%以上が償還を行う法人の株式で構成される場合に限り、相続財産管理人は、第 303 条を利用することができる。所有割合を定める際、株式総額は、第 2053 条（相続財産の負債及び費用）及び第

⁶¹ 下記第 6 部第 C.2 項参照。

2054 条（相続財産の損失）に基づき認められる控除額を控除した被相続人の総相続財産額と比較される⁶²。被相続人が複数の法人の株式を所有する場合、当該法人の株式は、被相続人が各法人の発行済株式総額の 25%以上を所有する場合に、35%要件の目的上、単一の法人の株式として扱われる⁶³。

2. 償還される株式額の制限

第 303 条に基づき、特別措置を受けることができる株式は、被相続人の遺産税額に遺産税控除が認められる葬儀費用及び相続財産管理費用を加えた合計額に相当する額に制限される⁶⁴。第 303 条は、償還された金銭が実質的に遺産税の支払に充当されることを規定していない。しかしながら、被相続人の死後 4 年以上の間に分配された金額については、第 303 条は、(1)当該分配後 1 年以内に実質的に支払われた金額、又は(2)被相続人の遺産税の残存未払額並びに遺産税控除が認められる葬儀費用及び相続財産管理費用の残存未払額のいずれか小さい金額に制限される⁶⁵。

3. 株式の売主は、遺産税を負担しなければならない

相続財産管理人は、第 303 条の利益を受ける資格を有する唯一の株主ではない。株式が、税金及び費用を負担する残余相続財産の一部である場合、残存財産受遺者に関する償還は、第 303 条の措置を受ける対象となりうる。しかしながら、遺産税又は費用を負担しない株主は、第 303 条の措置を受ける資格を有さない⁶⁶。

4. 償還の期限

一般的に、第 303 条の措置は、以下の償還に限り適用される。

- 遺産税に係る 3 年間の時効期間の開始後 90 日以内に行われた償還、又は

⁶² 内国歳入法第 303(b)(2)(A)条。

⁶³ 内国歳入法第 303(b)(2)(B)条。

⁶⁴ 内国歳入法第 303(a)条。

⁶⁵ 内国歳入法第 303(b)(4)条。

⁶⁶ 内国歳入法第 303(b)(3)条。

- 繰延税の支払が選択された場合には、第 6166 条に基づく遺産税の支払期間内に行われた償還⁶⁷。

法人が購入価格の一部として、分割払い手形を発行する場合、手形の受領が、償還日として扱われる⁶⁸。

VI. 持分買取契約

持分買取契約は、特定の状況下での企業の所有者の持分の買取りについて規定する、事業体の所有者間、又は所有者と企業の間の契約である。持分買取契約は、多くの異なる形態を取り、かつ多くの役割を果たしている。同族事業の相続財産計画を行う場合、顧客は2つの動機を有することが多い。第一に、非公開企業の所有者は、しばしば、将来において誰が事業を所有するかをコントロールすることを望む。死亡又は退任時に、留任する所有者／マネージャーに対して事業を売却することを所有者（又は所有者の相続財産）に義務付ける持分買取契約により、この目的が達成される。さらに、同族事業の所有者が、自らの相続財産を減少させるために、自らの子及び当該子の配偶者に会社の持分を贈与していた場合、当該所有者は、離婚の場合に、敵対的な元配偶者が同族事業の所有者の一人となる可能性を回避するために、その持分を同族メンバーに売却することを子の配偶者に義務付ける持分買取契約を定めることを希望することがある。最後に、持分買取契約により、事業の所有権が、事業の経営に参加することに関心を持たない同族メンバーの間で分散されないことを確実にすることができる。例えば、所有者に3人の子がいて、当該所有者はこれら3人の子を平等に扱うことを望んでいるが、そのうち1人だけが事業に関与している場合に、持分買取契約により、事業に関与する子に対して相続財産の持分を買取らせることができる。これにより、3人の子の間で平等に現金を分配することができる。

非公開会社の所有者がしばしば有する動機は、遺産税を支払うための流動性を提供するために、死亡時に、事業持分に市場を提供したいということである。あるいは、退任した所有者は、経常的収入を提供するヴィークルに代金を再投資する目的で、同族事業における自らの持分の売却を希望することがある。相続財産又は退任した所有者の持分が少数持分である場合、他の所有者にとって、少数持分を換金するために適正価格を支払う動機はほとんどないことがある。かかる状況において、持分買取契約は、交渉力の不平等性を回避することができる。

所有者が持分買取契約を設計する際に行う必要のある基本的な選択は、以下の通りである。

⁶⁷ 内国歳入法第 303(b)(1)条。

⁶⁸ 歳入庁規則 65-289, 1965-2 C.B. 86 参照。

- 売却の原因となる事由は何か
- 買い手又は売り手が、持分の売買を行う義務を有するのか、又は単に売買を行う機会を有するのみであるか
- 会社の他の所有者が、買い手となるか否か
- 買取りの資金はどのように調達するのか
- 買取価格はいくらか

A. 原因となる事由

売買を義務付けるための原因は、契約の目的に直接的に関連する。両当事者が、事業に現に関わる者のみに事業の所有権を制限することを希望する場合には、会社からの分離が売却の原因となるはずである。契約が、所有者の退任時に流動性を提供することを目的としている場合には、退任が原因となるであろう。契約が、遺産税のために流動性を提供することを目的としている場合には、死亡が買収義務の原因となりうる事由となる。両当事者が、単に会社の所有権を同族内に保つことのみを希望する場合、売却の原因原因は、第三者への譲渡の試み、破産、競売、及び裁判所の命令又は法律の適用による譲渡が含まれる。

B. 強制売却と任意売却

考慮すべき重要な問題の一つに、両当事者が売却を行うことを義務付けられるのか、又は売却の機会はあるが、そのことを義務付けられないのかという問題がある。これらの契約を組成する際、買い手及び売り手が同一のルールに従う必要はない。また、契約は、ある状況において売却は強制的であるが、それ以外の場合には任意である旨を規定することもできる。契約は、また、各種の選択権を含むことができる。（例えば、契約は、会社が、所有者の死亡に当たり、死亡した所有者の持分の買取りを選択する権利を有し、かつ、会社がかかる選択権を行使しない場合には、他の所有者がかかる持分を買取る義務を負う旨を規定することができる。）

C. 買い手の特定

持分買取契約を設計する際の主要な問題の一つに、会社が買い手となるのか又は他の事業所有者が買い手となるのかという問題がある。他の所有者が買い手となる場合、契約は、「相互買取契約」と称される。会社が買い手となる場合、契約は「買戻契約」と称されることが多い。相互買取契約及び買戻契約は、税務上及び事業上

の取扱いが異なり、状況によっていずれか一方が他方より望ましいものとなる。これらの各種の契約につき、以下個別に検討する。

1. 相互買取契約

相互買取契約においては、残存する事業の所有者は、退任又は死亡した所有者の持分を買取る。所得税の目的上、当該取引は売却又は交換として取扱われ、買い手は、支払われた買取価格に相当する投資基準額で、買取持分を取得する⁶⁹。残存する所有者がある時点においてその持分の売却を予定する場合には、買取持分の投資基準額の増加は、買戻契約に比較した場合の、相互買取契約の大きな利点となることがある。パートナーシップ又はS法人においては、投資基準額の増加は残存する所有者が非課税で受領することのできる分配額を増加させるため、残存する所有者が持分を売却する意図を有しない場合であっても、投資基準額の増加が残存する所有者にとって有利となることがある⁷⁰。

持分の売り手は、通常、売却により譲渡益を計上する。但し、所有者の死亡後に売却が行われた場合、事業持分の投資基準額は、被相続人の死亡日現在の時価まで引き上げられているものとする⁷¹。かかる状況においては、相続財産は、ほとんど利益を認識しないと考えられる。

相互買取契約は、全ての所有者が売主の持分の比例按分額を取得することを規定するのではなく、契約の対象を一部の所有者に限定している点で、買戻契約に比べてより柔軟性が高くなり得る。

相互買取契約において、売主は、会社の信用よりも、他の所有者の信用に依拠している。このことは、会社の他の所有者の財政状態によって、メリット又はデメリットのいずれともなり得る。買取りの資金が生命保険により拠出される場合、相互買取契約は、以下でさらに論じるように、所有者が2名を超える場合には非常に煩雑となる。

2. 買戻契約

⁶⁹ 内国歳入法第 1012 条。

⁷⁰ 内国歳入法第 731 条(a)；内国歳入法第 1368 条。

⁷¹ 内国歳入法第 1014 条。

18. メリット及びデメリット

買戻契約に基づく場合、持分を買取るのは会社である。買戻契約の魅力的な特性の一つは、買取りを裏付けるのが会社の信用であることである。事業の共同所有者は、通常、他の所有者の個人的な財政状況より、会社の財政状況について、よりよくを知っており、そのため会社の信用に依拠する方がより安心感がある。買取りの資金調達のために借入れが行われる場合、会社は、個人所有者に比べて、より有利な条件で借入れを行うことが容易な場合がある。但し、会社が所有者の持分を買戻しうるかは、州法により影響を受ける。州の法律によっては、法人が十分な剰余金を有していない場合、又は支払能力についての法定の審査を満たさない場合に、法人が株式の買戻しを行うことを禁止している。

買取りの資金が保険により拠出される場合、買戻契約は、相互買取契約に比べてかなり単純なものとなり得る。この場合、相互買取契約の資金を拠出するために、各所有者が、それぞれ、他の所有者の各々に生命保険をかけることになる。会社が持分を買取る場合、会社は、各株主につき一つの生命保険に加入するのみで足りる。さらに、買戻契約においては、各保険契約の費用は全ての所有者の間で分担されることになり、これは、ある所有者の保険が、他の所有者の保険に比べて著しく高額である場合には、メリットとなり得る。

会社が、S法人となることを選択しなかった法人、又は以前はC法人であったS法人である場合、買戻しは、売り手側の株主にとって不利な所得税上の効果をもたらし得る。上記の通り、法人からの分配は、所得税上、株主の株式の売却又は法人により支払われる配当に分類される⁷²。売却において、売り手側の株主は、受領した金額が当該株主の投資基準額を上回る部分について譲渡益を認識する。株主が所有者の相続財産である場合、遺産税は、投資基準額が株式の価値となり、相続財産ほとんど利益は認識されない。他方、分配が配当とみなされる場合、分配の全額が配当に係る課税率により課税される⁷³。

⁷² 内国歳入法第 302 条。

⁷³ 分配が配当とみなされる場合、上記第V部第B項において検討されるように、第 303 条は遺産税及び控除可能費用の額を上限とした減免措置について規定していることに留意すること。

19. 法人からの分配を分類するための要件

第 302 条は、分配は、3 つの法定の要件のうち 1 つを満たす場合でない限り、配当としては取扱われないと定めている。かかる要件のうち 2 つ、すなわち「相当の不均衡性要件」及び「完全終了」要件は、その結果が予測可能な量的要件であるため、計画との関連において一般に使用される。これについては、以下に検討される⁷⁴。

(ア) 相当の不均衡性審査

実質的不均衡性要件に基づくと、取引後において、株主の保有する議決権が合同の議決権の 50%未満であり、かつ株主の会社における持ち株比率が、取引前の会社における持ち株比率の 80%以下である場合、分配は、配当として取扱われ⁷⁵。ジャックが、クラウン社の 500 株を保有し、ジルが残りの 500 株を保有している場合を想定する。ジャックは、退任時に、会社に対してその株式の半分を売却することを合意する。ジャックは、その時点で 250/750 株、又は株式の 33 と 1/3 パーセントを保有することになる。取引後のジャックの持株は、取引前の彼の持株の 66 と 2/3 パーセントであり、従って、取引は配当ではなく売却として扱われる。

全ての株主同士が親族でない場合には、相当の不均衡性審査を満たす方が容易である。歳入法には、当該審査を適用する目的で 1 名の同族メンバーの株式所有権を他のメンバーに帰属させる特別規定が含まれているため、同族事業において審査を満たすのはより一層困難となる⁷⁶。例えば、株主の配偶者、両親、子、及び孫（兄弟を除く。）により所有される全ての株式は、当該株主に帰属させられる⁷⁷。信託又は相続財産により保有される株式、及び一定の状況において法人又はパートナーシップにより保有される株式は、信託又は相続財産の受益者及び法人又はパートナーシップの所有者に帰属

⁷⁴ 3 つ目の要件である「配当同等性要件」は曖昧な基準を定めており、従ってその結果が予測不可能であるため、相続財産計画者がかかる要件を利用することは稀である。

⁷⁵ 内国歳入法第 302(b)(2)条。

⁷⁶ 内国歳入法第 302(c)条、第 318(a)条。

⁷⁷ 内国歳入法第 318(a)(1)条。

させられるため、株式を主体に譲渡することによりこのルールを回避することはできない⁷⁸。さらに、株主により保有される株式は、当該株主が受益者又は所有者となっている信託、相続財産、法人又はパートナーシップに帰属させられることがある⁷⁹。

(イ) 完全終了要件

配当以外に分類されるための2つ目の要件である完全終了要件は、同族事業の状況によっては、満たすのが容易なことがある。完全終了要件では、取引後に売り手側株主が会社において持分を有していない場合には、取引は配当に分類される⁸⁰。この場合においても、法人の株主が関連している場合には当該審査を満たすことを極めて困難にさせる可能性のある帰属ルールが適用される。但し、議会は、このルールに一切例外がないとすれば、同族企業が、ある株主の株式全てを買戻した場合に当該株主が売却としての取扱いを受ける資格を有する可能性が全くなくなるケースがありうる旨を認めた。そのため、株主が、自己の株式全てを会社に売却し、雇用関係を含めた全ての会社との関係を終了し、かつその後10年間に於いて会社における持分を再取得しない場合、当該株主が同族への帰属を回避することを認める、原則への例外が制定された⁸¹。例えば、アンソニーがベイツ社の株式500株を所有し、その母親が100株を所有し、かつアンソニーの4人の子がそれぞれ100株を所有している場合を想定する。アンソニーの退任時に、会社は、彼の全ての株式を買戻し、会社の全ての地位から彼を解任した場合を想定する。彼が10年ルールを破らないことを条件として、当該取引は、課税上、株式の売却として取扱われる。

但し、退任した株主が会社とのその他全ての関係を終了した場合に、当該株主の全ての株式の買戻しが売却の取扱いを受けることを認めるかかる例外は、同族企業が、残存する同族

⁷⁸ 内国歳入法第318(a)(2)条。

⁷⁹ 内国歳入法第318(a)(3)条。

⁸⁰ 内国歳入法第302(b)(3)条。

⁸¹ 内国歳入法第302(c)(2)条。

株主が受益者となっている相続財産により保有される全ての株式を買戻した場合には、適用されない。従って、前項の例において、株式全ての買戻しを行ったのがアンソニーの相続財産であり、かつ彼の子が彼の相続財産の受益者であったとすれば、当該相続財産はその後も子の株式を所有しているものとして取扱われ、相続財産により受領された金銭は配当として課税されることになるであろう。

D. 価格の設定

持分買取契約における売却価格を設定する際には多くの選択肢が存在する。持分買取契約における買取価格の設定の際に最も一般的な3つの方法は、固定価格、公式価格、及びによる方法である。

固定価格を使用する第一のメリットは、それが単純かつ確実であることである。しかしながら、多くの事業は、時間の経過により価値が大きく変動し、固定価格は、固定価格では、当該価格が有効となった時点での事業持分の時価を反映していない可能性が高い。さらなる効果として、固定価格は、第2703条に基づく遺産税の目的上、無視されることがあり、それにより、相続財産は、低い価格で事業持分を売却しなければならないにもかかわらず、事業持分についてのより高い価値を基準として遺産税を支払わなければならないという不利な状況につながる可能性がある⁸²。事業の価値の変動の可能性に対応する手段の一つは、定期的に価格を再設定することを両当事者に要求することである。

利益の資本化に基づく公式価格は、固定価格に比べて、多く場合に時価を反映しうる。しかしながら、これもまた、会社の事業及び経済状況の変化に応じて会社にとって適切な資本化率が変化する可能性があることから、定期的な再調整が必要となる場合がある。同族事業における会社の報酬及び分配方針は、客観的な事業上の要因よりも同族メンバーの個人的なニーズの方により大きく影響される場合があるため、同族事業との関連におけるさらなるひずみの原因は、会社の利益の計算である可能性がある。

評価による方法は、売却時の評価により決定される金額を買取価格として設定するもので、そのため、時価を表す可能性が高い。この種類の規定を作成するのは容易であるが、適用時に取引コストがかかることは明白である。

⁸² 以下第F項を参照のこと。

E. 買取りの資金調達

1. 割賦売却

売り手側の所有者が、事業持分の売却による手取金を直ちに（遺産税の支払いのため等）必要としない場合、割賦売却を行うことが買取りの資金調達のための簡単な手段となりうる。何年かの期間に渡る支払いについて規定する割賦売却債券により、会社又は残存する所有者が、買取りの資金を拠出するために会社の利益を使用することが可能となる。事業の持分が、債券の担保として機能する。場合によっては、売り手側の株主は、債券の支払いがなされるまでは当該株主（又はその相続人）が会社への出資を終了し、持分を分散化させることができないことから、割賦売却に不安を感じる場合がある。しかしながら、事業が十分に確立し、安定している場合には、割賦売却が適切であることが多い。第 453 条は、通常、同族事業の売り手が、所得税の目的上、支払いが受領された時に売却益を計上することを認める。

2. 生命保険

生命保険は、所有者の死亡が買取りの原因である場合において、持分買取契約の資金を調達するための一般的な方法である。生命保険は、買戻契約又は相互買取契約のいずれの資金調達にも使用することができるが、それぞれ異なる点が問題となる。

20. 買戻しにおける資金調達

会社がい手となる場合、会社は、持分買取契約に基づき各所有者につき一つの生命保険に加入することができる。会社の受取金が（株主ではなく）会社に対して支払われる場合、会社は、保険料を控除することはできない。一般に、生命保険につき支払われる死亡給付金は、所得税の課税対象とならない⁸³。但し、生命保険金が、S法人を選択をしていない会社により受領される場合には、会社は、他の

⁸³ 内国歳入法第 101 条。

税のうち最低のものに基づき、生命保険金について所得税の課税対象となる場合がある⁸⁴。

会社の株主は、保険金の受取人が会社である場合は、株主が会社を支配している場合であっても、会社が所有する保険証券に基づく附随的権利を保有するものとして取扱われない⁸⁵。従って、保険証券の価格の全額が、第 2042 条に基づき支配株主の相続財産に含まれることはない。会社が所有し、会社が受取人となっている保険証券は、遺産税上、会社の価値を増加させる会社の資産である。従って、買戻しの資金調達のために保険証券を使用することは、遺産税の課税対象となりうる持分の価値を増加させることになる。

21. 相互買取における資金調達

相互買取契約の資金調達のための保険の使用は、買戻契約の資金調達のための保険の使用よりも多くの問題を生じさせる。どの所有者が最初に死亡するかを知ることは不可能であるため、各所有者は、他の所有者それぞれにつき保険に加入する必要がある。所有者によって保険に加入するための価格は大幅に異なることがある。会社が保険証券を所有する買戻契約においては、全ての所有者は、その出資比率に応じて費用の総額を分担する。各所有者が他の各所有者の生命保険料を支払う相互買取契約においては、保険料の違いが、一部の所有者に不均等に負担をかけることがある。

各所有者が、他の各所有者について保険に加入する必要があることにより、買戻契約においては生じない問題が生じる。一人の所有者が死亡した場合、その相続財産には、残存する所有者の生命保険証券が含まれている。相続財産に、保険証券を含ませ続けることを希望しない場合があり、かつ残存する所有者は、契約に基づき買取る必要が生じるであろう会社における持分の価値をカバーするためにそれらを取得することを希望することがある。例えば、ダイアナ、メアリー及びフローレンスが、それぞれ、スプリーム社の 3 分の 1 ずつを所有する場合を想定する。各自は、他の 2 名の株主それぞれにつき、会社の価値の 6 分の 1 をカバーするの十分な額の保険に加

⁸⁴ 財務省規則第 1.56 条(g)–1(c)(5)。さらに、会社が所有する生命保険契約の解約払戻金の増加は、代替的な最小限の課税の対象となることがある。内国歳入法第 56(g)(4)(B)(ii)条。

⁸⁵ 財務省規則第 20.2042-1(c)(6)。

入する。フローレンスが死亡する。ダイアナ及びメアリーは、フローレンスの株式を買取るためにフローレンスの生命保険金を使用する。ダイアナ及びメアリーは、現在、それぞれ相手方の保険契約を保有しているが、各保険契約は、会社の価値の6分の1ずつしかカバーしておらず、各株主は現在、会社の半分を所有している。フローレンスの相続財産は、保有し続けることを希望していないダイアナ及びメアリーの生命保険を保有しているが、相続財産から、ダイアナの生命保険をメアリーに売却し、かつメアリーの生命保険をダイアナに売却した場合には、保険の受取金は、有償譲渡規則に基づき所得税の課税対象となる⁸⁶。

F. 遺産税の価値の影響

状況によっては（但し、あらゆる状況においてではない。）、持分買取契約は、契約に基づき事業持分の遺産税上の価値を確定する⁸⁷。相続財産計画者は、契約が評価額を確定しているか否かを確認する必要があり、かかる確認を行わなかった場合には悲惨な結果が生じ得る⁸⁸。この問題は、同族事業との関連において、特に注意を要する。

持分買取契約において設定される価格がいかなる時点で遺産税価値を確定するかを決定するためのルールは、以下の2つの要因、すなわち裁判所の判例及び第2703条から派生しており、第2703条は、同族メンバー間の持分買取契約は、契約が3つの特別な基準を満たさない限り、財産の遺産税上の価値を決定において無視されると規定している⁸⁹。以下の検討においては、ではコモンローに優先する部分もあり、かつ同族事業に関連するケースについてより詳細な指針を提供する第2703条に焦点を当てる⁹⁰。

⁸⁶ 内国歳入法第101(a)(2)条。

⁸⁷ 財務省規則第20.2031-2(h)参照。

⁸⁸ 上記第D項を参照のこと。

⁸⁹ 第2703条は、(1)会社の価値の50%超が、被相続人と無関係の者により所有される場合、及び(2)当該所有者の持分が同一の契約に従う場合には、適用されない。財務省規則第25.2703条-1(b)(3)。

⁹⁰ コモンロー及び財務省規則20.2031-2(h)に基づき、所有者の持分の遺産税価値を確定するために、持分買取契約が充足しなければならない4つの要件がある。(1)契約は、相続財産に対して売却を義務付けるものでなければならない。(2)契約は、生存期間中に持分を売却する所有者の能力を制限するものでなければならない。(3)契約は、固定されているか又は公式により確定可能な価格を設定するものでなければならない。(4)契約は、善意の契約でなければならない、かつ適切及び十分な水準を下回る金銭的又は金銭価値のある対価を支払うことなく被相続人の株式を移すために利用されるものであってはならない。財務省規則第20.2031-2(h)。判例法は、同族事業の所有者間の契約が時価を下回る価格で持分を譲渡するために利用されるものでないことを示すことは、特に契約に服する家族が価格について交渉を行わず、価格を設定する際に専門の評価人の助言を求めなかった場合には、難しいと判示している。例として、*Estate of Lauder*, 64 T.C.M. (CCH) 1643 (1992)（遺産税の目的に限らず、同族メンバー間で合意された公式価格の保有）。

第 2703 条においては、相続財産について、持分買取契約が善意の事業目的を有していたこと、及び資産を時価を下回る価格で被相続人の家族に譲渡するための手段ではなかったことを証明しなければならない⁹¹。さらに、第 2703 条は、契約が、関係者でない第三者によりなされた類似の取決めと同等のものであることを要求している⁹²。この最後の要件は、同族事業は特異な性質を有する傾向にあり、かつ同等の会社を見つけることは困難であるため、充足することが困難である。さらに、第 2703 条に基づく規則は、契約が同一の事業における交渉された契約に基づく「関係者でない者の一般的な商慣習」に合致する場合には、契約は当該要件を満たすと定めているものの、単一の会社では一般的な事業慣行と言うには十分ではないとも警告している⁹³。

第 2703 条の要件の下では、持分買取契約が時価を明らかに反映していない固定価格又は公式価格である場合には、持分買取契約が事業持分の遺産税価値を確定することを確実にするのは非常に困難である。多くの相続財産計画者は、現在、買取価格は評価人により決定される時価であるとする持分買取契約を作成するよう顧客に助言している。

VII. 資本変更：後継者育成における優先株式及び無議決権株式の利用

資本変更は、会社の資本構成の変更である。この用語は、法人の優先株式又は無議決権株式の設定を指すことが多いが、同様の持分をパートナーシップ又は有限責任会社に設定することもできる。同族事業のための相続財産計画との関連において、資本変更は、異なる性質を有する持分を生み出すため、有用である。一般的には、優先株式及び普通株式の 2 種類の株式が存在する。優先株式は、概して、会社の利益につき優先的な権利を有するが、会社の将来の値上がり益の分配を受けることはなく、かかる値上がり益は普通株式のみの利益となる。通常、優先株式の保有者に議決権を有しない。（後順位の議決権を有する場合もある。）無議決権株式は、経済的利益について当該クラスの他の株式の比例按分額につき権利を有するが、会社の経営権、通常の普通株式（まれに優先株式）の株主に留保された権利は有しない。

異なる種類の株式は、経営者の家族の異なるニーズに応じることができる。例えば、若い経営者の家族は、その努力により生み出された全ての値上がり益から利益を得る場合には、事業を承継及び維持することについて最大の動機を有するのに対し、年上の経営者の家族

⁹¹ 内国歳入法第 2703(b)(1)条、第 2703 (b)(2)条。

⁹² 内国歳入法第 2703(b)(3)条。

⁹³ 財務省規則第 25.2703-1(b)(4)条。

は、退職所得の安定的な確保を必要とする一方、遺産税の課税対象となる自己の相続財産における事業持分の将来の値上がり益を制限することを希望する場合がある。内国歳入法第 2701 条から第 2704 条は、同族事業の資本変更の計画の可能性について定めている。

A. 議決権付持分及び無議決権持分

贈与により財産を譲渡することによる多くの税務上のメリットにより、相続財産計画において、事業の経済的利益の一部を他の家族に移転しつつ、事業の経営権を保持することは、同族事業の所有者にとって有益であることが多い。例えば、会社の設立者は、退任まで会社の議決権による支配を維持することを希望しながら、課税対象となる相続財産を減少させるために、その子のための信託に対して同族企業における株式の年次非課税贈与を行うことを希望する場合がある。設立者が、議決権付及び無議決権普通株式を創設するために会社の資本変更を行った場合、無議決権株式の贈与を行い、かつ会社の経営権を次世代に譲渡する用意ができるまで、議決権付株式を保有することができる。同様に、設立者に会社の経営権の次世代への譲渡を開始する用意ができた時点で、会社の経済的利益については各子に均等に割り当てる一方、会社の経営権については事業に関与している子だけに譲渡することを希望することができる。無議決権株式の創設により、この目標を達成することができる。設立者は、事業に携わる子に対して普通議決権付株式を贈与し、それにより会社の経営権を徐々にその子に譲渡することができる。設立者は、同数の無議決権株式を、他の子に贈与することができる。無議決権株式の一株当たりの価値は、議決権付株式の一株当たりの価値よりも小さく、会社が第三者に売却された場合には、無議決権株式を有する子が受領する一株当たりの価値は小さくなるが、全員の子が、会社の配当及び清算による収益につき均等の権利を有することになる。

C法人において、無議決権株式は、普通株式又は優先株式のいずれかである。1 種類の株式しか有することを認められないS法人も、S法人規則において、議決権の差異のみによって、別の種類の株式として取扱われることはないため、無議決権株式を発行することができる⁹⁴。事業の所有者が、議決権を保持しつつ、経済的な持分を譲渡することを希望する場合、有利な譲渡税上の効果を達成するには、別の種類の無議決権株式を創設するしかない。贈与者が受託者となる（かつ、株式につき議決権を有する）信託に普通株式を贈与することにより、同一の結果を達成することができると思われるが、この種類の信託譲渡によっては、遺産税の目的上、当該株式が被相続人の相続財産から除かれない。内国歳入法の特別規定によって、贈与者が

⁹⁴ 内国歳入法第 1361(c)(4)条。

贈与し、受託者その他として議決権を保持する全ての会社の株式は、贈与者の相続財産に含まれる⁹⁵。

上記の通り、会社の無議決権株式に相当する機能を有するパートナーシップ又は有限責任会社における持分を創設することができる。

議決権を有しない持分の価値は、議決権付きの持分の価値を下回る。会社においては、この格差は3から10パーセントの幅であることが分かっている⁹⁶。かかる格差は、会社の設立者が、無議決権株式のクラスを、年次非課税贈与において子に贈与するために創設する場合、設立者が現行では12,000米ドルである年次非課税贈与の上限内において、より多くの無議決権株式を譲渡することを可能にするため、メリットとなる。しかしながら、他の状況においては、この格差は意図しない税務上の効果を生じさせる可能性がある。例えば、両親が（会社の経営権が普通株式を所有する子に譲渡されるよう）子の保有する同数の無議決権株式と交換したとすれば、両親は、議決権付株式と無議決権株式の差額に相当する額の贈与を子に対して行ったことになる。

B. 普通及び優先持分：相続財産凍結

1. 相続財産凍結はどのような効果があるか？

第2701条は、資本変更を相続財産凍結の手段として利用する相続財産計画者のことを制限している。古典的な相続財産凍結においては、会社の設立者は、同族企業の普通株式を、普通株式のクラス及び優先株式のクラスに資本変更する。優先株式は高い配当率を有するが、配当は累積的ではなく、ある年に配当が実際に支払われない場合には、当該年についての配当を受ける権利は消滅する。さらに、優先株式は、株主の裁量により高い価格での株式の買戻しを会社に要求する権利を株主に与える「売りオプション」、あるいは普通株主に比べて優先的な権利を付与するその他の特性を有する場合がある。これらの権利を優先株主に付与する理由は、会社の価値を、普通株式から優先株式に移すことにある。優先株式は、優先株主（但し、会社の将来の値上がり益の分配を受けることはない。）の優先権により、会社のほとんどの価値が吸い上げられる。その上で、設立者は、ほとんど無価値である（かつ、そのために贈与税のほとんどかからない）普通株式を、その子に贈与す

⁹⁵ 内国歳入法第2036(b)条。

⁹⁶ *Kosman*対*Comm'r*事件（71T.C.（CCH）2356（1995年））（4パーセントの割引を適用）参照。

る。会社は、優先株式について配当を支払うよりも、余剰のキャッシュフローを保持することが多く、また配当を受ける権利が累積的ではないため、毎年の配当を受ける権利は、当該年の年末に消滅する。設立者は、通常、株式を会社に売却する権利等の任意の権利を行使しない。その結果、普通株式は、実質経済の点から見て、優先株式により保持される任意の優先権によって価値が減少することはない。

伝統的な相続財産凍結の効果は、設立者が、資本変更の時点での会社の価値にほぼ相当する価値において、その相続財産に残存する優先株式の価値を凍結することを可能にすることであった。設立者は、最小の譲渡税費用で、会社の将来の値上がり益の全て（普通株式）を、次世代に譲渡することができた。

第 2701 条の趣旨は、同族の関連において普通株式及び優先株式への資本変更が使用された場合に、年上の家族により保持される優先権が実質経済上の意味を持つことを確実にすることである。

2. 内国歳入法第 2701 条の効果

最初に第 2701 条が適用される可能性があるのは、年上の家族が、会社の普通持分を、若い家族に譲渡する時である。第 2701 条は、年上の家族が優先持分を保有する場合、若い家族に譲渡される普通持分の贈与税価値を決定するための具体的な手法について定めている⁹⁷。かかる手法においては、納税者に、譲渡の直前に同族により保有される全ての持分（同族事業の場合、これは会社全体の価値となる。）の評価を最初に行うことを要求される。次に、年上の家族により保有される優先持分の価値が決定される。優先持分の評価を行う際、特定の時期に、特定の金額で行使されなければならない権利のみが、考慮に入れられる「適格支払い」である⁹⁸。優先持分のいかなる権利も、これらの権利が強制ではなく任意である場合には、「適格支払い」の権利ではないため、無視される。普通持分の贈与税価値は、優先持分の価値（適格支払いの権利のみを考慮する。）を、会社全体の価値から差引くことにより決定される⁹⁹。事実上、この規定は、同族事業との関連において、年上の家族は、優先株式の価値を高め、かつ普通株式の価値を低下させるような任意の権利を行使しないことを想定している。

⁹⁷ 内国歳入法第 2701(a)条。

⁹⁸ 内国歳入法第 2701(c)(3)条。

⁹⁹ 財務省規則第 25.2701-3(d)条。

選択により、普通株式の贈与の評価の際に、不適格な配当請求権が考慮に入れられる場合がある¹⁰⁰。但し、かかる選択がなされた場合、配当を支払わないことにより、優先株式の価値が上昇したとみなされる場合がある¹⁰¹。年上の家族が死亡するか、又はその優先株式を譲渡した場合、以下に検討するとおり、追加の贈与税又は遺産税が課税されることがある。

二度目に第 2701 条が適用される可能性があるのは、年上の家族が、死亡するか、別途自己の保有する優先株式を譲渡した時である。配当を受ける権利が、第 2701 条に基づき優先株式（及び、拡大解釈により、普通株式）を評価する際に適格支払いの権利として考慮された場合、法により、いかなる配当が実際に支払われたかを確認することが求められる。会社が、4 年間を超えて配当を支払わなかった場合、第 2701 条により、譲渡された優先株式の贈与税又は遺産税上の価値を高く見積もられる。このため法は、支払われるべきであったにもかかわらず支払われなかった配当の価値を、配当の支払期限後の貨幣の時間価値を反映するため金利係数により増額したものを、優先株式の価値に加算する¹⁰²。その結果、優先株式を譲渡する年上の家族に対し、非流動的な相続財産に重大な悪影響を及ぼし得る贈与税及び遺産税が課される場合がある。優先株式の価値の増加額は、譲渡日以降の普通株式の価値の増加額に制限されている¹⁰³。従って、普通株式が若い家族に譲渡されてから、普通株式の価値が増額されていない場合、要求される配当が支払われていない場合であっても、両親により保有される優先株式に、追加の価値が加算されることはない。

第 2701 条は、贈与又は相続財産の評価額に多額のかつ予測されない増加をもたらす可能性があるため、同族事業の承継計画において資本変更を使用することの大きな阻害要因として機能する可能性がある。しかしながら、第 2701 条が適用されない状況が多数あることを認識すべきである。第 2701 条が適用されない場合には、依然として資本変更により多額の節税を達成することができる。以下の場合、第 2701 条は適用されない。

- 設定される持分のクラス間の差異が、議決権の差異だけである場合における資本変更。

¹⁰⁰ 内国歳入法第 2701(c)(3)(C)(iii)条。

¹⁰¹ 内国歳入法第 2701(d)条。

¹⁰² 内国歳入法第 2701(d)(2)条。

¹⁰³ 内国歳入法第 2701(d)(2)(B)条。

- 一つの家族によって支配されていない複数の会社（帰属ルールを使用する。）（ある同族が会社の議決権又は価値の 50%を所有する場合には、その会社は一つの同族により支配されている。）
- 譲渡人の直系の子孫ではない家族に対する譲渡。
- 年上の家族が、普通株式及び優先株式の比例按分額を譲渡する場合。
- 年上の家族が、若い家族メンバーに対して優先株式を譲渡し、普通株式を保持する場合。

VIII. 非公開の同族事業の生存中の処分

多くの同族事業にとって、最も有効な相続財産計画（及び事業承継計画）は、生存中の事業利益の譲渡を含む。子に対して事業を譲渡することを希望する個人のために、相続財産計画者は、常に、いくつかの種類の贈与計画を検討すべきである。生存者間贈与により、譲渡税を大幅に減少させることができる¹⁰⁴。さらに、事業における少数者持分を評価する際に適用される割引は、次世代への同族事業の譲渡の計画において特に有益となる可能性がある¹⁰⁵。以下に、同族事業における持分の生存者間譲渡との関連において発生する問題のいくつかが検討される。

同族事業所有者が直面する共通の問題は、事業が相続財産の大部分を構成しており、かつ所有者の子の一部（全員ではない。）が、事業を継続することを希望する場合の、その相続財産を公平に分配することである。事業持分を全員の子の間で平等に分配する計画は、親の相続財産に関し各子に同一の経済的利益を付与することができるが、会社の継続的な繁栄又は兄弟姉妹間の関係を脅かす遺恨を生み出す場合がある。当該事業に雇用され、かつその生計のために当該事業に依拠している相続人が、別途の雇用先を有し、かつ当該事

¹⁰⁴ これは、米国法に基づき、遺産税が「内税」であるのに対し、贈与税は「外税」であるためである。例えば、シェールが 10,000,000 米ドルの相続財産を有し、自分の子であるチャスティティとイライジャに均等に残すことを希望している場合を想定する。現行の贈与税の税額控除を 1,000,000 米ドル、統一税額控除を課税対象の相続財産から控除される 2,000,000 米ドル相当額、かつ贈与税及び遺産税率を 50%と想定する。シェールが、死亡時に全額を子に残した場合、二人の子は 6,000,000 米ドルを分け合うことになる。これは、遺産税が非課税となる最初の 2,000,000 米ドル、プラス 8,000,000 米ドルの 50%（残りの 4,000,000 米ドルは遺産税となる。）である。一方、シェールが、死亡する 3 年前までに、子に対してそれぞれ 1,000,000 米ドルずつ贈与していたとする。子は、当初、2,000,000 米ドルを分け合い、シェールは、500,000 米ドルの贈与税を支払う（最初の 1,000,000 米ドルは贈与税が非課税となり、シェールは、残り 1,000,000 米ドルにつき 50%の贈与税を支払うこととなる。）。シェールが、死亡時にまだ 7,500,000 米ドルを所有している場合、二人の子は追加の 4,250,000 米ドルを分け合うことになる。これは、シェールの残りの統一税額控除により遺産税が非課税となる最初の 1,000,000 米ドル、プラス残りの 6,500,000 米ドルの 50%（残りの 3,250,000 米ドルは遺産税となる。）である。シェールが生存者間贈与を相続財産計画に組み込んでいる二番目のケースでは、二人の子は、6,250,000 米ドルを分け合うことになる。これは、彼女が、死亡時まで子に対して相続財産を譲渡しない場合に比べて 250,000 米ドル多い。さらに、子は、生存者間贈与の時点から、最初の 2,000,000 米ドルにつき、贈与税及び遺産税が課税されることなく値上がり益を得る。

¹⁰⁵ 上記第IV部第B項参照。

業を主に投資とみなす兄弟姉妹と、当該事業の支配を共有することに満足することはほとんどない。事業に関与しない相続人も、当該事業が利用可能な現金を事業に携わる子への報酬の支払いに使用し、残りを当該事業に再投資する場合には、同様に不満を抱く場合がある。全ての相続人が事業に関与する場合には、別の問題が生じる。子は、親が事業の主導権を握っている間は、効率的に協働することができるが、親の死亡又は退任により子の均衡が害された場合に経営権を共有することが困難となる場合がある。

事業分割にはいくつかの方法がある。事業に、1つ以上の製造過程又は業務が含まれる場合、会社を、2つの異なる部門又は2つの異なる会社に分割することが可能な場合がある。同様に、様々な場所における一連の店舗から構成される場合、親は、地理的な位置により会社を分割することもできる。会社の事業が、これらの分割の種類のいずれにも適さない場合は、会社が所在する不動産を、事業に関与しない子に譲渡し、事業会社を、事業を運営する子に譲渡することもできる。これにより、事業に関与しない子は、不動産を会社に賃貸することができる。かかる取決めにより、事業に関与しない子は、事業の経営権又は事業に携わる子の努力により生じた会社の価値の将来の値上がり益に参加することなく、事業から現金を受け取ることができる。

会社分割のもう一つの方法は、会社を普通持分及び優先持分に資本変更することである¹⁰⁶。優先持分は、優先持分が会社の経営又は将来の事業の値上がり益に参加しないような形で設計することができる。事業に関与しない子に譲渡されるかかる優先持分は、当該子に対して経常的収入を提供する。普通持分は、事業に携わる子に譲渡することができる。かかる子は、会社の経営を支配し、報酬として現金を受け取る。かかる子の事業運営の努力により、事業の価値が増加した場合、その利益を享受するのはかかる子の普通持分である¹⁰⁷。

¹⁰⁶ 上記第Ⅶ部参照

¹⁰⁷ 第三者又は「従業員持株制度」もしくは「ESOP」として知られる適格な退職金積立制度の一種への売却等、同族企業を処分する他の方法は、同族単位内での同族事業の承継の問題を扱うことを意図する本書の範囲外である。